

パインブリッジ 米国 REIT インカムファンド

Aコース（為替ヘッジあり）／ Bコース（為替ヘッジなし）

< 愛称：バイリンガル >

追加型投信／海外／不動産投信

投資信託説明書（請求目論見書）

2024 年 11 月 20 日

この目論見書により行う「パインブリッジ米国 REIT インカムファンド A コース（為替ヘッジあり）」および「パインブリッジ米国 REIT インカムファンド B コース（為替ヘッジなし）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）の第 5 条の規定により有価証券届出書を 2024 年 5 月 17 日に関東財務局長に提出しており、2024 年 5 月 18 日にその届出の効力が生じております。また、同法第 7 条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を 2024 年 11 月 19 日に関東財務局長に提出しております。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

「パインブリッジ米国 REIT インカムファンド A コース（為替ヘッジあり）」および「パインブリッジ米国 REIT インカムファンド B コース（為替ヘッジなし）」は、米国の不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象としていますので、組入れた有価証券の価格下落や為替相場の変動等により、基準価額が下落し、損失を被ることがありますが、これらの運用による損益は、すべて投資者の皆様には帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。

「パインブリッジ米国 REIT インカムファンド A コース（為替ヘッジあり）」および「パインブリッジ米国 REIT インカムファンド B コース（為替ヘッジなし）」は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

※当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白勢 菊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JA ビル
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

「パインブリッジ米国 REIT インカムファンド A コース（為替ヘッジあり）」
「パインブリッジ米国 REIT インカムファンド B コース（為替ヘッジなし）」
＜ 愛称：バイリンガル ＞

投資信託説明書（請求目論見書） 目次

第一部	証券情報	1
第二部	ファンド情報	4
第 1	ファンドの状況	4
1	ファンドの性格	4
2	投資方針	11
3	投資リスク	19
4	手数料等及び税金	24
5	運用状況	28
第 2	管理及び運営	44
1	申込（販売）手続等	44
2	換金（解約）手続等	45
3	資産管理等の概要	45
4	受益者の権利等	49
第 3	ファンドの経理状況	50
1	財務諸表	53
2	ファンドの現況	80
第 4	内国投資信託受益証券事務の概要	80
第三部	委託会社等の情報	82
第 1	委託会社等の概況	82
1	委託会社等の概況	82
2	事業の内容及び営業の概要	83
3	委託会社等の経理状況	84
4	利害関係人との取引制限	124
5	その他	124
＜添付＞	信託約款	

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

パインブリッジ米国 REIT インカムファンド A コース（為替ヘッジあり）

パインブリッジ米国 REIT インカムファンド B コース（為替ヘッジなし）

※愛称として「バイリンガル」という名称を使用する場合があります。

※前記のそれぞれをまたは総称して「ファンド」、「当ファンド」、「各ファンド」または「パインブリッジ米国 REIT インカムファンド」ということがあります。また、パインブリッジ米国 REIT インカムファンド A コース（為替ヘッジあり）を「A コース」、パインブリッジ米国 REIT インカムファンド B コース（為替ヘッジなし）を「B コース」ということがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は1口当たり1円です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

※ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）委託会社であるパインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド1,000億円を上限とします。

※前記金額には、申込手数料（当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

※基準価額とは、純資産総額（信託財産の資産総額から負債総額を控除した額をいいます。以下同じ。）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の 9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。ただし、分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合には申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2024年5月18日（土）から2025年5月19日（月）まで

※取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、取得申込の受付を行いません。

※申込期間は、期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（以下「販売会社」ということがあります。）については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額を、各販売会社が定める期日までに販売会社に支払うものとします。

取得申込にかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※申込金額とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料を加えた額をいいます。

（10）【払込取扱場所】

申込金額は、取得申込をした販売会社にお支払いください。

（11）【振替機関に関する事項】

振替機関：株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

- ①取得申込者（すでに取引口座をお持ちの方を除きます。）は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。
 - ②受益権の取得申込は、販売会社において、原則として、申込期間中の毎営業日に受付けます。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、取得申込の受付は行いません。取得申込の受付は、原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
 - ③運用の基本方針等の観点から、受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込を取消することができます。
 - ④収益分配金の受取方法には、収益分配時に収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と、分配金を税引後自動的に再投資する「分配金再投資コース」の2つの方法がありますので、取得申込時にご選択ください。原則として、取得申込手続完了後のコース変更はできません。なお、販売会社ごとに申込単位や取扱コースが異なる場合があります。
- ※「分配金再投資コース」を選択した取得申込者は、販売会社との間で「累積投資約款」にしたがい、収益分配金の再投資に関する契約（以下「累積投資契約」または「別に定める契約」ということがあります。）を締結する必要があります。（販売会社によっては、前記契約と同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定が用いられることがあります。）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

この投資信託は、パインブリッジ米国 REIT マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券への投資を通じて、主として米国の不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)へ投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単 位 型 投 信	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型 投 信	内 外	その他資産（ ） 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ ※
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ） 不動産投信 その他資産 (投資信託証券（不動産投信）) 資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回	グローバル		
	年2回	日 本		
	年4回	北 米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
	年6回 (隔月)	欧 州 ア ジ ア オセアニア		
	年12回 (毎月)	中 南 米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し
	日々			
	その他 ()			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※為替ヘッジの属性について、Aコースは「あり」、Bコースは「なし」に区分されます。

商品分類・属性区分の定義

- ・追加型投信…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド

- ・海外…目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・不動産投信…目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
- ・その他資産（投資信託証券（不動産投信））…目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券に主として投資する旨の記載があるもの
- ・年12回（毎月）…目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- ・北米…目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・ファミリーファンド…目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの
- ・為替ヘッジあり（フルヘッジ）…目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるもの（当ファンドにおいては、Aコースが該当します。）
- ・為替ヘッジなし…目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの（当ファンドにおいては、Bコースが該当します。）

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

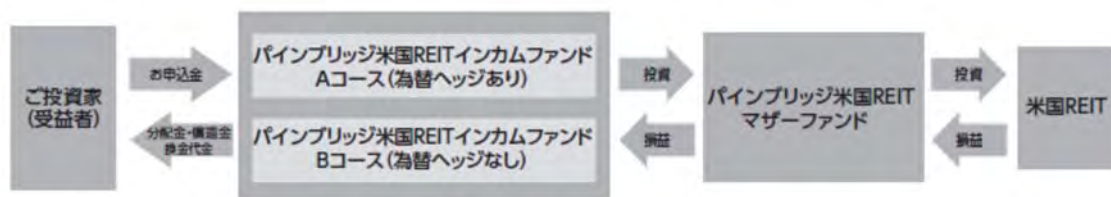
③ファンドの特色

1. マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の証券取引所に上場されている REIT に投資を行います。

◇当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

＜ファミリーファンド方式とは＞

受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う、複数のファンドを合同運用する仕組みをいいます。



※マザーファンドは、他のベビーファンドが共有する可能性があります。

2. マザーファンドの運用にあたっては、センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（CenterSquare Investment Management LLC）に外貨建て資産の運用に関する権限を委託します。

◇センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシーは、不動産投資顧問サービスを専門的に行う不動産運用のスペシャリストです。

◇ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の収益動向、配当利回り、バリュエーション、流動性等の各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定します。

◇特定銘柄・特定セクターにかかる REIT への集中投資を避け、分散投資を行います。

【運用プロセス】



※1 不動産セクターへの影響、地理的区域への影響。

※2 相対価値分析モデル、総資産価値分析、その他の価値分析。

※3 銘柄数については、資金状況等によって変更になることがあります。

※4 ポートフォリオの最適化（最小限のリスクで、最大のリターンを得るためのポートフォリオ構築）

※5 個別銘柄および組入比率の決定。

※運用プロセス等は、今後変更となる場合があります。

3. 実質組入れの外貨建て資産について、為替ヘッジの有無により「Aコース」と「Bコース」の2つのコースがあります。また、両コース間でスイッチング（乗換え）ができます。

パインブリッジ米国REITインカムファンド Aコース(為替ヘッジあり)	パインブリッジ米国REITインカムファンド Bコース(為替ヘッジなし)
実質組入れの外貨建て資産について、為替変動リスクの低減を図るため、原則として為替のフルヘッジを行います。	実質組入れの外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

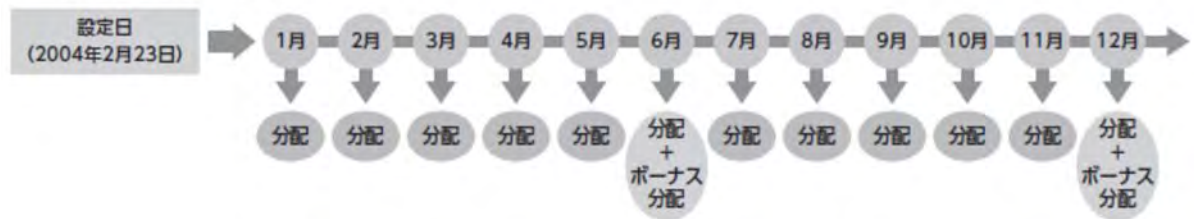
※「Aコース」と「Bコース」およびスイッチングの取扱いについて、販売会社によっては、すべてをお取り扱いするとは限りませんので、お申込みの販売会社へご確認ください。

4. 毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益配分方針に基づき分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないことがあります。

◇REIT から得られる配当等収益を中心に、原則として毎月分配を行います。

◇毎年6月20日および12月20日（休業日の場合は翌営業日）には、配当等収益に加えて、投資している REIT から得られたキャピタル・ゲインがある場合には、売買益からも分配を行います。

<毎月分配のイメージ図>

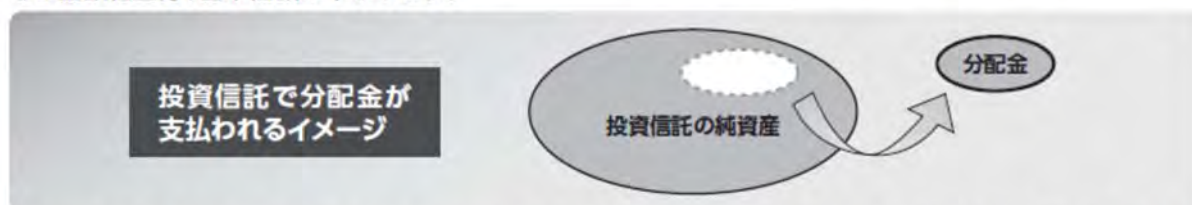


※上記はイメージ図であり、将来の分配金のお支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

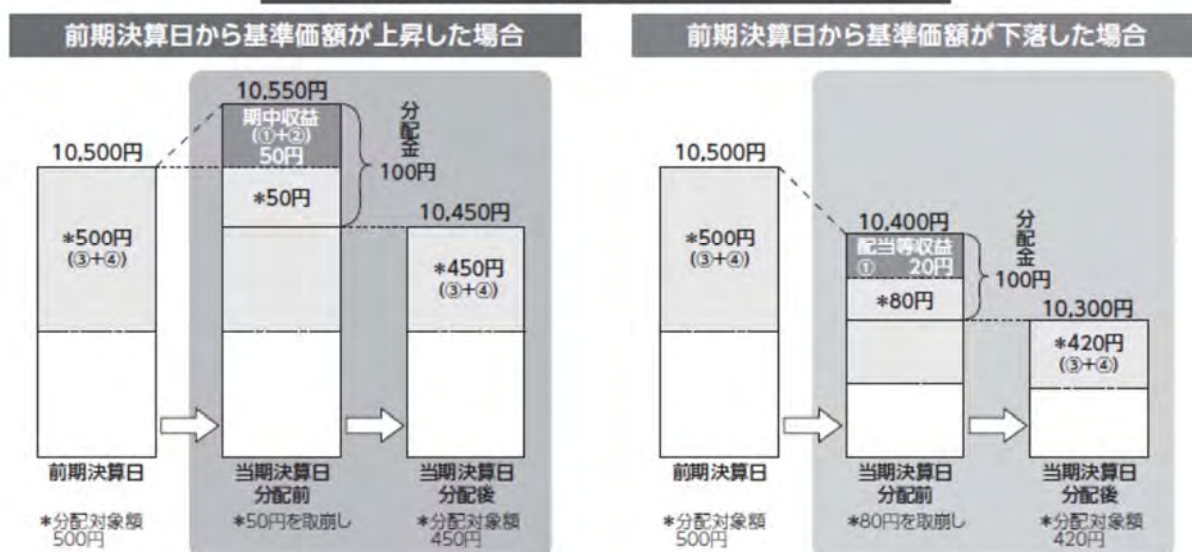
《収益分配金に関する留意事項》

- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

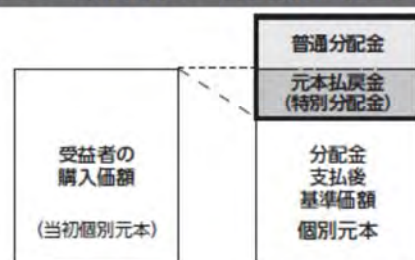


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

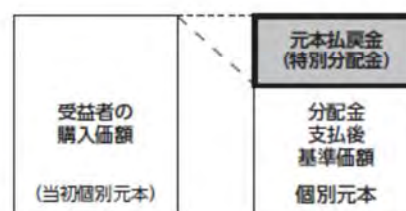
- 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

④信託金限度額

各ファンド1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

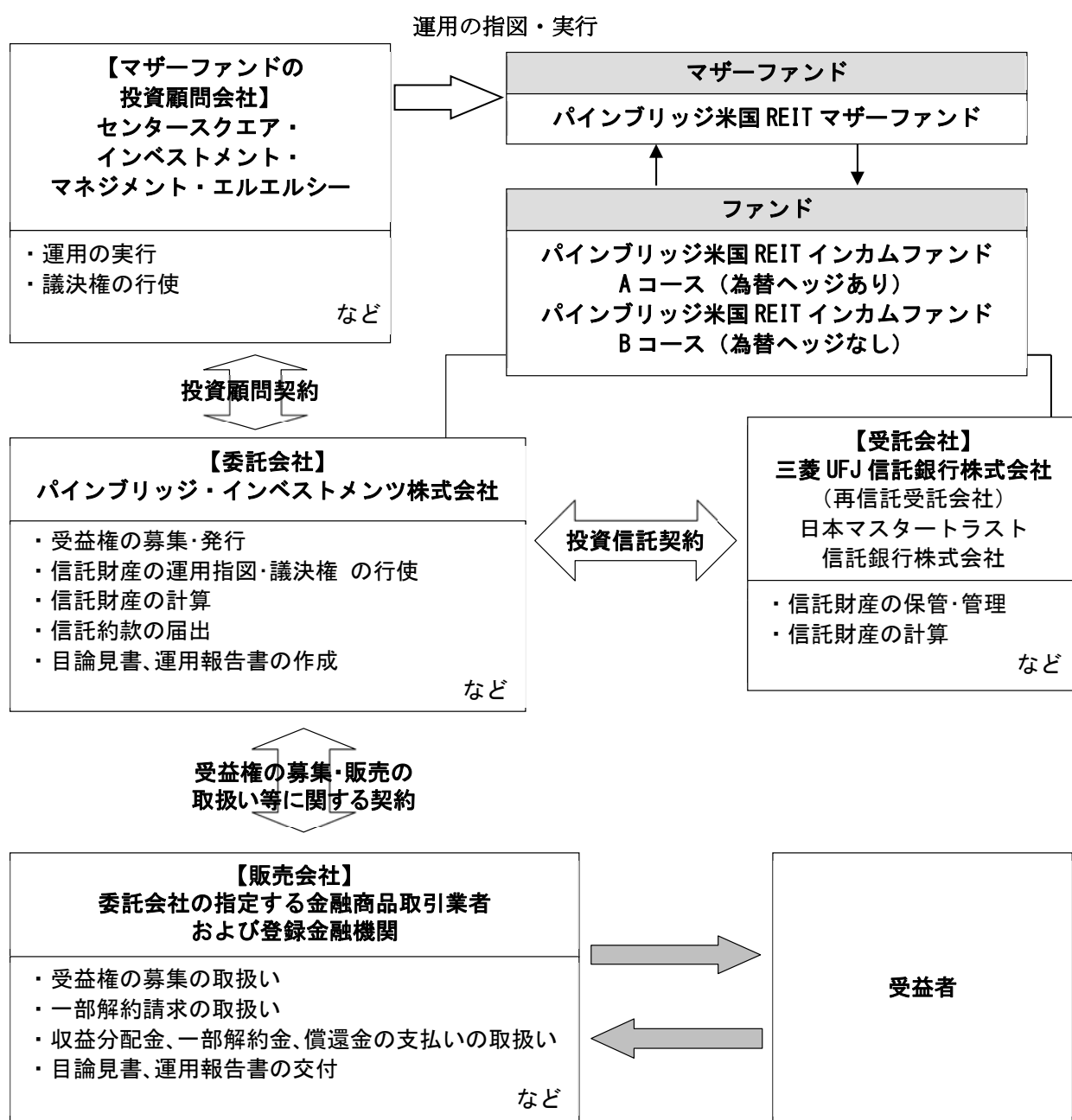
※委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2004年 2月23日	投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
2009年12月 1日	ファンドの名称変更（「A I G米国 REIT インカムファンド A コース（為替ヘッジあり）」および「A I G米国 REIT インカムファンド B コース（為替ヘッジなし）」から「パインブリッジ米国 REIT インカムファンド A コース（為替ヘッジあり）」および「パインブリッジ米国 REIT インカムファンド B コース（為替ヘッジなし）」に変更。）

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



- ・投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。
- ・受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、有効期間は1年とし、契約期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は、自動更新されます。
- ・投資顧問契約とは、委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用委託権限の範囲、議決権の行使、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。

②委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

- ・資本金の額 1,000,000,000円（2024年9月末日現在）

・会社の沿革

1986年11月	当社の前身である エーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。
1987年 1月	エイアイジー投資顧問株式会社に商号変更。
1997年 2月	エイミック投信投資顧問株式会社に商号変更。
2001年 7月	エイアイジー投信投資顧問（AIG 投信投資顧問）株式会社に商号変更。
2002年 4月	株式会社千代田投資顧問と合併。
2007年 4月	AIG インベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。
2008年 4月	AIG インベストメンツ株式会社に商号変更。
2008年 5月	エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG 日本証券会社）との事業統合。
2009年12月	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に商号変更。

・大株主の状況（2024年9月末日現在）

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
PineBridge Investments Holdings Singapore Private Limited	10 Collyer Quay, #10-01 Ocean Financial Centre, Singapore 049315	42,000株	100%

- ・当社が属する PineBridge Investments は、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

この投資信託は、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の REIT へ投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

②投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

③投資態度

1. マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の証券取引所に上場されている REIT に投資し、高水準のインカム収入の確保とキャピタルゲインの獲得を目指して運用します。

< A コース (為替ヘッジあり) >

実質組入れの外貨建て資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として為替のフルヘッジを行います。

< B コース (為替ヘッジなし) >

実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2. 資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②投資有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるパインブリッジ米国 REIT マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー

2. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいい

ます。以下同じ。)

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券および短期社債等を除きます。）
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で第1号の証書の性質を有するもの
5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前記3. の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

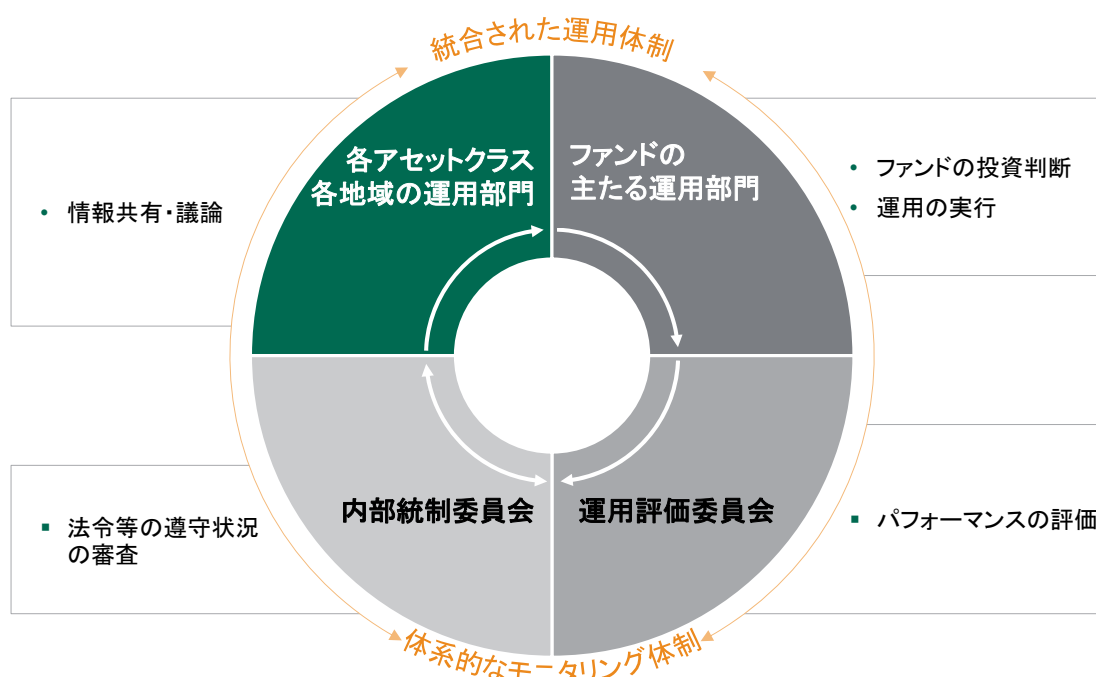
- ③委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と見なされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ④前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

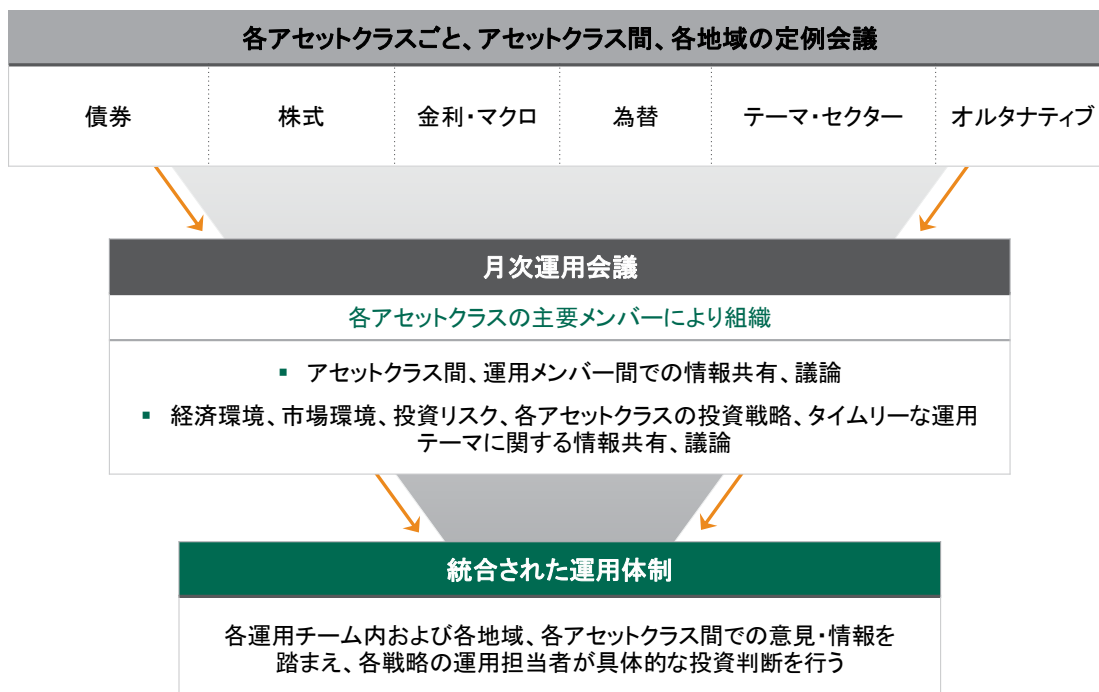
（3）【運用体制】

①委託会社の運用体制



1. 投資判断

運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門（9名）の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



2. パフォーマンス評価とリスク管理

- ・運用業務部（7名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- ・法務コンプライアンス部（4名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。
- ・流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。内部統制委員会等が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

3. ファンドの関係法人に対する管理体制

- ・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。
- ・ファンドの運用に関する権限の委託先に対しては、担当部署において外部委託先が行った日々の約定の確認を行うとともに、法務コンプライアンス部において運用状況のモニタリングを行い、必要に応じて改善を求めます。

4. 当ファンドの運用担当者に係る事項

・センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシー 米国REIT運用チーム

運用担当者：2名、平均運用経験年数：28年

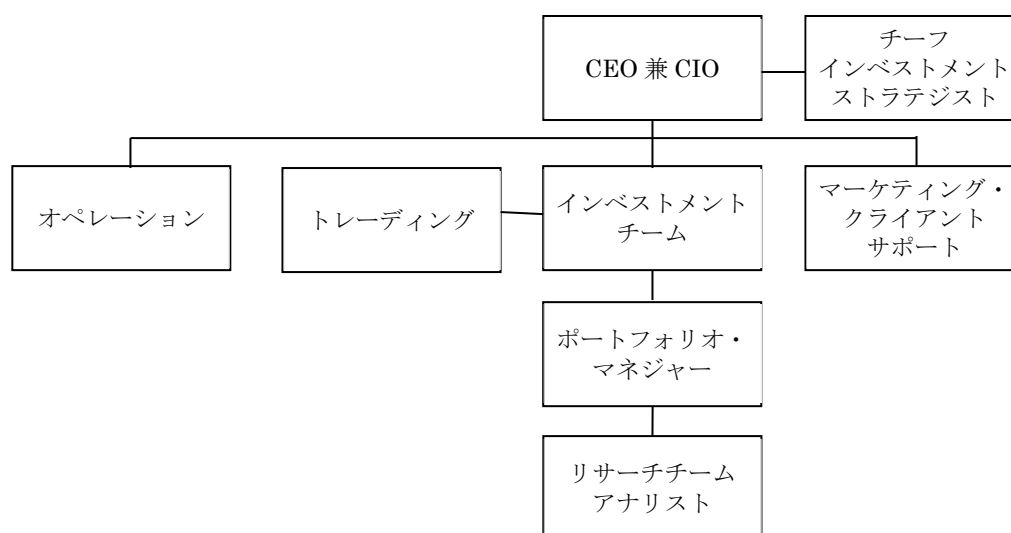
※当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

※前記の運用体制等は2024年9月末日現在のものであり、今後変更することがあります。

②投資顧問会社の運用体制

パインブリッジ米国 REIT マザーファンドの外貨建て資産の運用に関する権限の委託先であるセンタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（CenterSquare Investment Management LLC）の運用体制は次の通りです。

1. チームアプローチを採用しており、個々の銘柄売買やウェイトなどは各担当リサーチアナリストが推奨を行っています。担当ポートフォリオ・マネジャーは最終運用責任者となっており、セクターアロケーションや個別銘柄選択の最終運用決定をしています。
2. 運用チーム内において担当アナリストが投資ユニバース内の担当銘柄の分析を行います。トップダウン・アプローチによる投資環境の分析に加え、ボトムアップ・アプローチの徹底した銘柄調査を行っており、定性面での分析に加え、相対割安度を算出する社内独自の定量分析も活用し、投資妙味の高い銘柄発掘に努めています。またトップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチに加え、収益とリスクのバランスを図るため多岐に渡るリスク管理項目を加味し、効率性の高いポートフォリオを構築します。



※前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

（4）【分配方針】

①毎月の決算時（原則として毎月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に以下の方針に基づいて分配を行います。

1. 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます）

す。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)の全額とします。

2. 分配金額は、1月から5月および7月から11月の決算時には配当等収益を中心に、6月および12月の決算時には配当等収益に売買益を含めた額を分配対象額とし、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

②信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とみなし配当等収益との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
3. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。
2. 前記1.の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
3. 前記1.に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。
4. 受託会社は、収益分配金については原則として毎決算日の翌営業日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

5. 受託会社は、前記4.の規定により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 【投資制限】

①株式への投資は行いません。

②マザーファンド受益証券への投資には、制限を設けません。

③投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合には制限を設けません

④同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑥特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑦外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建て資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建て資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建て資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

⑧資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑨一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった

場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

- ⑩デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(ご参考) パインブリッジ米国 REIT マザーファンドの概要

(1) 基本方針

この投資信託は、米国の REIT へ投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

(2) 運用方法

①投資対象

米国の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている REIT を主要投資対象とします。

②投資態度

1. 主として米国の証券取引所に上場されている REIT に投資し、高水準のインカム収入の確保とキャピタル収入の獲得を目指して運用します。
2. ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の収益動向、配当利回り、バリュエーション、流動性等の各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定します。
3. 特定銘柄・特定セクターにかかる REIT への集中投資を避け、分散投資を行います。
4. 外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
5. 資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。
6. 運用にあたっては、センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシー (CenterSquare Investment Management LLC) に外貨建て資産の運用に関する権限を委託します。

(3) 主要投資制限

- ①株式への投資は行いません。
- ②投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の証券取引所に上場されている REIT など値動きのある有価証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドが有する主なリスク要因は、以下の通りです。

①価格変動リスク

REIT は証券取引所に上場され、株式同様に取引されますので、経済・社会情勢、企業業績、発行体の信用状況、経営・財務状況ならびに市場の需給等の影響を受け、価格が変動します。組入銘柄の価格下落は基準価額を下げる要因となります。

②信用リスク

REIT は法人組織であり、その経営や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、配当の支払不能等の影響を受け、基準価額が下落することがあります。

③為替変動リスク

当ファンドは実質的に外貨建て資産に投資しますので、為替変動リスクを伴います。一般的に外国為替相場は、金利変動、政治・経済情勢、需給その他の様々な要因により変動します。この影響を受け外貨建て資産の価格が変動し、基準価額が下落することがあります。

当ファンドには、為替変動リスクを低減するため為替のフルヘッジを行う A コースと為替ヘッジを行わない B コースがあり、それぞれのコースの持つリスクが異なります。

< A コース（為替ヘッジあり） >

実質組入外貨建て資産については原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジ対象通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかります。金利差の縮小はヘッジコストの減少要因に、拡大はヘッジコストの増加要因になります。なお、ヘッジコストは需給要因等により変動することもあります。

< B コース（為替ヘッジなし） >

実質組入外貨建て資産については原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接的に受けます。

④流動性リスク

REIT を売買しようとする場合に、市場の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け、基準価額が下落することがあります。

⑤REIT 固有の投資リスク

- ・ REIT の投資対象が主に賃貸不動産であり、景気動向や不動産市況等が保有不動産の入居率、賃貸料等に影響し、REIT の収益に影響を与え資産価値の下落をもたらすことがあります。

- ・金利変動による相対価値の変化および不動産価値の変化ならびに不動産開発にかかる資金調達コストの変化等の影響を受けます。
- ・不動産等にかかる法制度（税制、建築規制等）の変更が不動産価値および賃貸収入等の低下をもたらした場合には、その影響を受けます。
- ・テロ活動・自然災害等による不測の事態が発生し、不動産価値および賃貸収入等の低下をもたらした場合には、その影響を受けます。

⑥法制度等に関するリスク

REIT に対する内外の法律、税制、会計処理等の変更による影響を受け、基準価額が下落することがあります。

⑦その他のリスク・留意点

1. 収益分配に関わるリスク

当ファンドは、決算期に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

2. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。また、大量の解約の発生や市場環境の急変等により組入資産の流動性が低下し、換金の申込みの受付停止や換金代金の支払遅延の可能性があります。

3. 資産規模に関するリスク

ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

4. 繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、一部解約により受益権の総口数が5億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

5. 取得申込、解約請求等に関する留意点

当ファンドは、ニューヨーク証券取引所の休業日には、取得申込および解約請求の受付は行いません。なお、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむをえない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込および解約請求を取消することがあります。

6. ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

7. 収益分配金に関する留意点

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

8. その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（2）投資リスクに対する管理体制

①委託会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

1. 運用業務部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

2. 法務コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

3. 内部統制委員会

月1回開催、法務コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

4. 運用評価委員会

月1回以上開催、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

※流動性リスク管理体制

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。内部統制委員会等が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

②投資顧問会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

リスク管理体制は運用チームにおけるリスク管理に加えて、運用部門から独立した組織体制においても行っています。

・運用チームにおけるリスク管理

様々なリスク管理指標や運用実績の要因分析を用いてリスクの低減を図っています。週次で

リスクレポートを出力し、社内においてリスクに見合ったリターンがでているか分析し、必要に応じて運用チームにおいて個別銘柄の推奨に反映させたり、ポートフォリオの見直しを行います。

- ・ポートフォリオレビューミーティング

ファンドの運用計画の審議、運用実績の評価、運用に関する法令及び内部規則の順守状況の確認、最良執行に関する方針の策定および確認を行っています。

- ・コンプライアンス・リスク管理委員会

コンプライアンスおよびリスク管理にかかる審議・決定を行い、法令遵守・リスク管理に必要な内部管理体制を確保します。

- ・コンプライアンス・オフィサー

コンプライアンスの観点から、各部署の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙に努めます。

- ・外部監査機関による監査

上記に加えて、外部監査機関による、AIMR基準でのパフォーマンス・コンプライアンス監査を行っています。

※前記のリスク管理体制等は、今後変更することがあります。

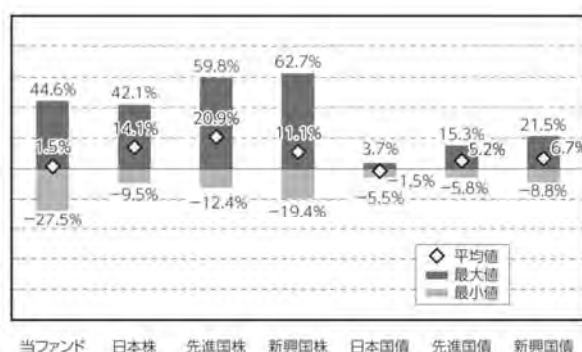
<参考情報>

<年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>

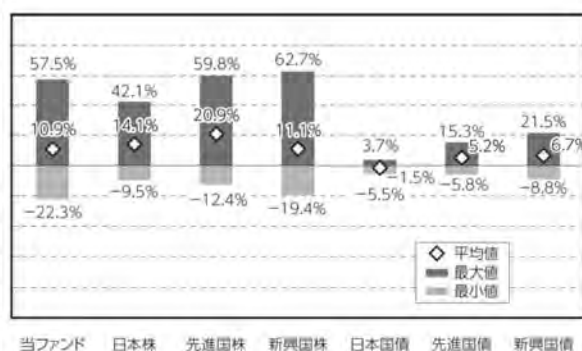
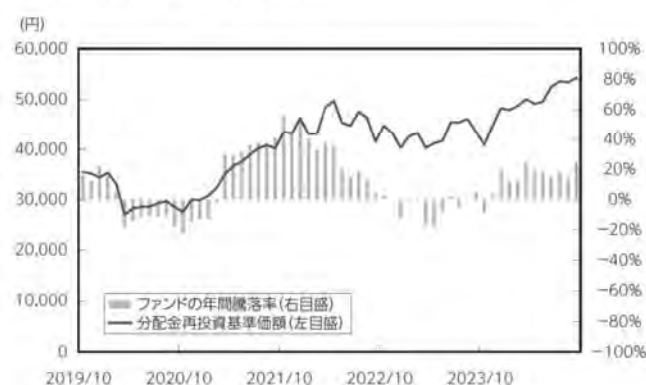
●Aコース(為替ヘッジあり)



<代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



●Bコース(為替ヘッジなし)



※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、2019年10月～2024年9月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

●各資産クラスの指数

- 日本株:東証株価指数(TOPIX)配当込み
- 先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)
- 新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)
- 日本国債:NOMURA-BPI国債
- 先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数(TOPIX)配当込みは、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社(以下「J P X」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、J P Xが有しています。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)は、MSCI Inc.が開発した指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しています。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券指数であり、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限とし、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。（申込手数料は、当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）

ただし、分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の 9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

※申込手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.925%（税抜年1.75%）の率を乗じて得た金額とします。なお、委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。（信託報酬は、当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。）

信託報酬	1.925%（税抜1.75%）
委託会社	1.056%（税抜0.96%）
販売会社	0.77%（税抜0.7%）
受託会社	0.099%（税抜0.09%）

委託会社の受取る報酬には、マザーファンドの運用指図権限の委託先への報酬、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。

信託報酬は、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払うものとします。

「パインブリッジ米国 REIT マザーファンド」の運用にかかる権限の委託先への報酬は、信託財産の純資産総額に年0.50%以内の率を乗じて得た額とし、このマザーファンドに投資するファンドの毎計算期間の末日において、委託会社が受取る報酬から支払うものとします。

※信託報酬は、運用期間中の基準価額に信託報酬率を乗じたものです。委託会社の受取り分は、委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価です。販売会社取り分は、交付運用報告書等各种資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。受託会社取り分は、運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価です。

(4) 【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産中から支払います。

②ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。

③信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産が負担します。

④信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

※その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

※当ファンドが実質的な投資対象とする上場投資信託（REIT）は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用等は表示しておりません。

※売買委託手数料は、有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料です。

※保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転に要する費用です。

前記（１）から（４）の手数料等には、保有期間に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

①個人の受益者に対する課税

普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となります。

②法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

※原則として、配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISA の対象ではありません。

※外貨建て資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

＊ 1 個別元本について

- ①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③「Aコース」と「Bコース」の両方を取得する場合はファンド毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＊ 2 元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

- ①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

前記は2024年9月末日現在のものであり、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご相談されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(2024年2月21日～2024年8月20日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

●Aコース(為替ヘッジあり)



●Bコース(為替ヘッジなし)



※当期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を期間中の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

※各比率は、年率換算した値です。

※総経費率については運用報告書にも記載しています。

5【運用状況】

《1》パインブリッジ米国 REIT インカムファンド A コース（為替ヘッジあり）

（1）【投資状況】

（2024年9月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	113,776,551	99.16
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		966,275	0.84
合計（純資産総額）		114,742,826	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

1．組入上位銘柄（2024年9月30日現在）

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （%）
日本	親投資信託 受益証券	パインブリッジ 米国 REIT マザーファンド	14,242,186	8.0317	114,389,921	7.9887	113,776,551	99.16

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

2．種類別投資比率（2024年9月30日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.16
合計	99.16

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (円)		基準価額 (円)	
第22特定期間末 (2015年2月20日)	(分配付) (分配落)	438,137,276 400,294,599	(分配付) (分配落)	12,006 10,956
第23特定期間末 (2015年8月20日)	(分配付) (分配落)	362,927,242 358,758,711	(分配付) (分配落)	10,678 10,558
第24特定期間末 (2016年2月22日)	(分配付) (分配落)	333,876,292 329,897,817	(分配付) (分配落)	10,132 10,012
第25特定期間末 (2016年8月22日)	(分配付) (分配落)	393,074,138 370,177,181	(分配付) (分配落)	11,661 10,961
第26特定期間末 (2017年2月20日)	(分配付) (分配落)	320,388,136 316,426,891	(分配付) (分配落)	10,327 10,207
第27特定期間末 (2017年8月21日)	(分配付) (分配落)	289,947,580 286,381,136	(分配付) (分配落)	10,028 9,908
第28特定期間末 (2018年2月20日)	(分配付) (分配落)	244,844,600 241,615,730	(分配付) (分配落)	9,233 9,113
第29特定期間末 (2018年8月20日)	(分配付) (分配落)	256,531,405 253,415,344	(分配付) (分配落)	10,199 10,079
第30特定期間末 (2019年2月20日)	(分配付) (分配落)	246,453,922 243,486,238	(分配付) (分配落)	10,124 10,004
第31特定期間末 (2019年8月20日)	(分配付) (分配落)	255,564,051 252,646,841	(分配付) (分配落)	10,579 10,459
第32特定期間末 (2020年2月20日)	(分配付) (分配落)	256,919,558 256,919,558	(分配付) (分配落)	10,982 10,862
第33特定期間末 (2020年8月20日)	(分配付) (分配落)	208,127,692 205,350,157	(分配付) (分配落)	9,016 8,896
第34特定期間末 (2021年2月22日)	(分配付) (分配落)	217,329,148 214,645,613	(分配付) (分配落)	9,820 9,700
第35特定期間末 (2021年8月20日)	(分配付) (分配落)	252,246,263 233,807,643	(分配付) (分配落)	11,601 10,751
第36特定期間末 (2022年2月21日)	(分配付) (分配落)	241,097,884 220,364,623	(分配付) (分配落)	10,833 9,883
第37特定期間末 (2022年8月22日)	(分配付) (分配落)	215,328,296 212,602,403	(分配付) (分配落)	9,449 9,329
第38特定期間末 (2023年2月20日)	(分配付) (分配落)	181,220,090 178,593,244	(分配付) (分配落)	8,433 8,313
第39特定期間末 (2023年8月21日)	(分配付) (分配落)	136,516,899 134,197,792	(分配付) (分配落)	7,496 7,376
第40特定期間末 (2024年2月20日)	(分配付) (分配落)	113,424,556 111,469,095	(分配付) (分配落)	7,573 7,453
第41特定期間末 (2024年8月20日)	(分配付) (分配落)	112,794,030 111,095,464	(分配付) (分配落)	8,011 7,891

	純資産総額（円）	基準価額（円）
2023年 9月末日	127,788,479	6,965
10月末日	112,396,543	6,492
11月末日	114,143,384	7,185
12月末日	120,098,400	7,927
2024年 1月末日	112,932,980	7,505
2月末日	108,688,194	7,425
3月末日	107,996,942	7,543
4月末日	99,341,164	7,064
5月末日	99,567,274	7,086
6月末日	102,007,391	7,259
7月末日	109,602,930	7,768
8月末日	110,352,599	8,054
9月末日	114,742,826	8,243

（注1）特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しております。

（注2）基準価額は10,000口当たりの価額です。

②【分配の推移】

期間		1 万口当たりの分配金
第22特定期間	自 2014年8月21日	1,050円
	至 2015年2月20日	
第23特定期間	自 2015年2月21日	120円
	至 2015年8月20日	
第24特定期間	自 2015年8月21日	120円
	至 2016年2月22日	
第25特定期間	自 2016年2月23日	700円
	至 2016年8月22日	
第26特定期間	自 2016年8月23日	120円
	至 2017年2月20日	
第27特定期間	自 2017年2月21日	120円
	至 2017年8月21日	
第28特定期間	自 2017年8月22日	120円
	至 2018年2月20日	
第29特定期間	自 2018年2月21日	120円
	至 2018年8月20日	
第30特定期間	自 2018年8月21日	120円
	至 2019年2月20日	
第31特定期間	自 2019年2月21日	120円
	至 2019年8月20日	
第32特定期間	自 2019年8月21日	120円
	至 2020年2月20日	
第33特定期間	自 2020年2月21日	120円
	至 2020年8月20日	
第34特定期間	自 2020年8月21日	120円
	至 2021年2月22日	
第35特定期間	自 2021年2月23日	850円
	至 2021年8月20日	
第36特定期間	自 2021年8月21日	950円
	至 2022年2月21日	
第37特定期間	自 2022年2月22日	120円
	至 2022年8月22日	
第38特定期間	自 2022年8月23日	120円
	至 2023年2月20日	
第39特定期間	自 2023年2月21日	120円
	至 2023年8月21日	
第40特定期間	自 2023年8月22日	120円
	至 2024年2月20日	
第41特定期間	自 2024年2月21日	120円
	至 2024年8月20日	

③【収益率の推移】

期間		収益率
第22特定期間	自 2014年8月21日	10.98%
	至 2015年2月20日	
第23特定期間	自 2015年2月21日	△2.54%
	至 2015年8月20日	
第24特定期間	自 2015年8月21日	△4.03%
	至 2016年2月22日	
第25特定期間	自 2016年2月23日	16.47%
	至 2016年8月22日	
第26特定期間	自 2016年8月23日	△5.78%
	至 2017年2月20日	
第27特定期間	自 2017年2月21日	△1.75%
	至 2017年8月21日	
第28特定期間	自 2017年8月22日	△6.81%
	至 2018年2月20日	
第29特定期間	自 2018年2月21日	11.92%
	至 2018年8月20日	
第30特定期間	自 2018年8月21日	0.45%
	至 2019年2月20日	
第31特定期間	自 2019年2月21日	5.75%
	至 2019年8月20日	
第32特定期間	自 2019年8月21日	5.00%
	至 2020年2月20日	
第33特定期間	自 2020年2月21日	△17.00%
	至 2020年8月20日	
第34特定期間	自 2020年8月21日	10.39%
	至 2021年2月22日	
第35特定期間	自 2021年2月23日	19.60%
	至 2021年8月20日	
第36特定期間	自 2021年8月21日	0.76%
	至 2022年2月21日	
第37特定期間	自 2022年2月22日	△4.39%
	至 2022年8月22日	
第38特定期間	自 2022年8月23日	△9.60%
	至 2023年2月20日	
第39特定期間	自 2023年2月21日	△9.83%
	至 2023年8月21日	
第40特定期間	自 2023年8月22日	2.67%
	至 2024年2月20日	
第41特定期間	自 2024年2月21日	7.49%
	至 2024年8月20日	

(注) 収益率は以下の計算式により算出しております。

収益率＝（当特定期間末分配落基準価額＋当特定期間中分配金累計額－前特定期間末分配落基準価額）÷前特定期間末分配落基準価額×100

(4) 【設定及び解約の実績】

期 間		設定口数	解約口数
第22特定期間	自 2014年8月21日	16,749,993	45,227,910
	至 2015年2月20日		
第23特定期間	自 2015年2月21日	4,859,993	30,417,337
	至 2015年8月20日		
第24特定期間	自 2015年8月21日	6,839,001	17,140,777
	至 2016年2月22日		
第25特定期間	自 2016年2月23日	30,411,152	22,192,451
	至 2016年8月22日		
第26特定期間	自 2016年8月23日	19,361,669	47,061,518
	至 2017年2月20日		
第27特定期間	自 2017年2月21日	4,302,001	25,283,635
	至 2017年8月21日		
第28特定期間	自 2017年8月22日	10,602,779	34,512,258
	至 2018年2月20日		
第29特定期間	自 2018年2月21日	4,399,200	18,089,683
	至 2018年8月20日		
第30特定期間	自 2018年8月21日	1,994,945	10,036,830
	至 2019年2月20日		
第31特定期間	自 2019年2月21日	3,703,065	5,540,019
	至 2019年8月20日		
第32特定期間	自 2019年8月21日	5,161,547	10,193,310
	至 2020年2月20日		
第33特定期間	自 2020年2月21日	2,391,539	8,086,454
	至 2020年8月20日		
第34特定期間	自 2020年8月21日	2,169,898	11,701,115
	至 2021年2月22日		
第35特定期間	自 2021年2月23日	12,320,751	16,148,443
	至 2021年8月20日		
第36特定期間	自 2021年8月21日	29,579,298	24,070,544
	至 2022年2月21日		
第37特定期間	自 2022年2月22日	7,178,430	2,254,244
	至 2022年8月22日		
第38特定期間	自 2022年8月23日	2,576,050	15,631,704
	至 2023年2月20日		
第39特定期間	自 2023年2月21日	4,935,123	37,838,701
	至 2023年8月21日		
第40特定期間	自 2023年8月22日	6,709,718	39,092,543
	至 2024年2月20日		
第41特定期間	自 2024年2月21日	1,804,701	10,582,053
	至 2024年8月20日		

(注) 上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

《2》パインブリッジ米国 REIT インカムファンド B コース（為替ヘッジなし）

（1）投資状況

（2024年9月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	390,936,652	99.66
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,343,028	0.34
合計（純資産総額）		392,279,680	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（2）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位銘柄（2024年9月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （%）
日本	親投資信託 受益証券	パインブリッジ 米国 REIT マザーファンド	48,936,204	8.0285	392,884,313	7.9887	390,936,652	99.66

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

2. 種類別投資比率（2024年9月30日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.66
合計	99.66

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

①純資産の推移

	純資産総額 (円)		基準価額 (円)	
第22特定期間末 (2015年2月20日)	(分配付) (分配落)	1,117,696,503 1,096,925,048	(分配付) (分配落)	10,023 9,843
第23特定期間末 (2015年8月20日)	(分配付) (分配落)	997,737,324 978,866,587	(分配付) (分配落)	9,978 9,798
第24特定期間末 (2016年2月22日)	(分配付) (分配落)	809,265,182 792,025,863	(分配付) (分配落)	8,617 8,437
第25特定期間末 (2016年8月22日)	(分配付) (分配落)	825,074,350 808,336,436	(分配付) (分配落)	8,924 8,744
第26特定期間末 (2017年2月20日)	(分配付) (分配落)	766,903,875 751,087,993	(分配付) (分配落)	9,315 9,135
第27特定期間末 (2017年8月21日)	(分配付) (分配落)	670,990,263 656,643,542	(分配付) (分配落)	8,797 8,617
第28特定期間末 (2018年2月20日)	(分配付) (分配落)	562,780,183 549,663,203	(分配付) (分配落)	7,922 7,742
第29特定期間末 (2018年8月20日)	(分配付) (分配落)	630,838,153 618,153,829	(分配付) (分配落)	9,069 8,889
第30特定期間末 (2019年2月20日)	(分配付) (分配落)	587,134,103 575,015,654	(分配付) (分配落)	9,091 8,911
第31特定期間末 (2019年8月20日)	(分配付) (分配落)	565,385,240 554,195,152	(分配付) (分配落)	9,224 9,044
第32特定期間末 (2020年2月20日)	(分配付) (分配落)	579,288,464 568,523,189	(分配付) (分配落)	10,035 9,855
第33特定期間末 (2020年8月20日)	(分配付) (分配落)	441,107,558 430,800,368	(分配付) (分配落)	7,731 7,551
第34特定期間末 (2021年2月22日)	(分配付) (分配落)	440,998,536 431,047,548	(分配付) (分配落)	8,312 8,132
第35特定期間末 (2021年8月20日)	(分配付) (分配落)	510,390,206 501,197,770	(分配付) (分配落)	10,142 9,962
第36特定期間末 (2022年2月21日)	(分配付) (分配落)	522,237,827 499,791,108	(分配付) (分配落)	10,483 10,033
第37特定期間末 (2022年8月22日)	(分配付) (分配落)	569,743,442 560,744,144	(分配付) (分配落)	11,608 11,428
第38特定期間末 (2023年2月20日)	(分配付) (分配落)	482,792,777 474,247,460	(分配付) (分配落)	10,385 10,205
第39特定期間末 (2023年8月21日)	(分配付) (分配落)	424,968,062 417,016,267	(分配付) (分配落)	10,226 10,046
第40特定期間末 (2024年2月20日)	(分配付) (分配落)	423,908,951 416,817,013	(分配付) (分配落)	11,027 10,847
第41特定期間末 (2024年8月20日)	(分配付) (分配落)	409,848,798 382,620,159	(分配付) (分配落)	11,717 10,967

	純資産総額（円）	基準価額（円）
2023年 9月末日	398,408,575	9,827
10月末日	372,266,582	9,213
11月末日	399,657,281	10,051
12月末日	415,855,149	10,792
2024年 1月末日	411,747,653	10,681
2月末日	408,586,894	10,841
3月末日	406,536,102	11,105
4月末日	393,049,418	10,855
5月末日	393,014,882	10,935
6月末日	401,654,160	10,964
7月末日	389,744,648	11,168
8月末日	387,392,197	11,094
9月末日	392,279,680	11,254

（注1）特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しております。

（注2）基準価額は10,000口当たりの価額です。

②分配の推移

期間		1 万口当たりの分配金
第22特定期間	自 2014年8月21日	180円
	至 2015年2月20日	
第23特定期間	自 2015年2月21日	180円
	至 2015年8月20日	
第24特定期間	自 2015年8月21日	180円
	至 2016年2月22日	
第25特定期間	自 2016年2月23日	180円
	至 2016年8月22日	
第26特定期間	自 2016年8月23日	180円
	至 2017年2月20日	
第27特定期間	自 2017年2月21日	180円
	至 2017年8月21日	
第28特定期間	自 2017年8月22日	180円
	至 2018年2月20日	
第29特定期間	自 2018年2月21日	180円
	至 2018年8月20日	
第30特定期間	自 2018年8月21日	180円
	至 2019年2月20日	
第31特定期間	自 2019年2月21日	180円
	至 2019年8月20日	
第32特定期間	自 2019年8月21日	180円
	至 2020年2月20日	
第33特定期間	自 2020年2月21日	180円
	至 2020年8月20日	
第34特定期間	自 2020年8月21日	180円
	至 2021年2月22日	
第35特定期間	自 2021年2月23日	180円
	至 2021年8月20日	
第36特定期間	自 2021年8月21日	450円
	至 2022年2月21日	
第37特定期間	自 2022年2月22日	180円
	至 2022年8月22日	
第38特定期間	自 2022年8月23日	180円
	至 2023年2月20日	
第39特定期間	自 2023年2月21日	180円
	至 2023年8月21日	
第40特定期間	自 2023年8月22日	180円
	至 2024年2月20日	
第41特定期間	自 2024年2月21日	750円
	至 2024年8月20日	

③収益率の推移

期間		収益率
第22特定期間	自 2014年8月21日	28.19%
	至 2015年2月20日	
第23特定期間	自 2015年2月21日	1.37%
	至 2015年8月20日	
第24特定期間	自 2015年8月21日	△12.05%
	至 2016年2月22日	
第25特定期間	自 2016年2月23日	5.77%
	至 2016年8月22日	
第26特定期間	自 2016年8月23日	6.53%
	至 2017年2月20日	
第27特定期間	自 2017年2月21日	△3.70%
	至 2017年8月21日	
第28特定期間	自 2017年8月22日	△8.07%
	至 2018年2月20日	
第29特定期間	自 2018年2月21日	17.14%
	至 2018年8月20日	
第30特定期間	自 2018年8月21日	2.27%
	至 2019年2月20日	
第31特定期間	自 2019年2月21日	3.51%
	至 2019年8月20日	
第32特定期間	自 2019年8月21日	10.96%
	至 2020年2月20日	
第33特定期間	自 2020年2月21日	△21.55%
	至 2020年8月20日	
第34特定期間	自 2020年8月21日	10.08%
	至 2021年2月22日	
第35特定期間	自 2021年2月23日	24.72%
	至 2021年8月20日	
第36特定期間	自 2021年8月21日	5.23%
	至 2022年2月21日	
第37特定期間	自 2022年2月22日	15.70%
	至 2022年8月22日	
第38特定期間	自 2022年8月23日	△9.13%
	至 2023年2月20日	
第39特定期間	自 2023年2月21日	0.21%
	至 2023年8月21日	
第40特定期間	自 2023年8月22日	9.77%
	至 2024年2月20日	
第41特定期間	自 2024年2月21日	8.02%
	至 2024年8月20日	

(注) 収益率は以下の計算式により算出しております。

収益率＝（当特定期間末分配落基準価額＋当特定期間中分配金累計額－前特定期間末分配落基準価額）÷前特定期間末分配落基準価額×100

(4) 設定及び解約の実績

期 間		設定口数	解約口数
第22特定期間	自 2014年8月21日	37, 154, 820	176, 529, 450
	至 2015年2月20日		
第23特定期間	自 2015年2月21日	36, 139, 768	151, 539, 433
	至 2015年8月20日		
第24特定期間	自 2015年8月21日	30, 373, 418	90, 740, 101
	至 2016年2月22日		
第25特定期間	自 2016年2月23日	32, 824, 188	47, 036, 247
	至 2016年8月22日		
第26特定期間	自 2016年8月23日	21, 535, 967	123, 833, 416
	至 2017年2月20日		
第27特定期間	自 2017年2月21日	15, 306, 641	75, 475, 505
	至 2017年8月21日		
第28特定期間	自 2017年8月22日	14, 580, 055	66, 605, 391
	至 2018年2月20日		
第29特定期間	自 2018年2月21日	18, 453, 295	33, 075, 908
	至 2018年8月20日		
第30特定期間	自 2018年8月21日	8, 567, 543	58, 676, 213
	至 2019年2月20日		
第31特定期間	自 2019年2月21日	10, 712, 481	43, 221, 593
	至 2019年8月20日		
第32特定期間	自 2019年8月21日	17, 091, 706	52, 940, 399
	至 2020年2月20日		
第33特定期間	自 2020年2月21日	13, 547, 286	19, 967, 927
	至 2020年8月20日		
第34特定期間	自 2020年8月21日	18, 012, 742	58, 424, 254
	至 2021年2月22日		
第35特定期間	自 2021年2月23日	20, 400, 726	47, 376, 786
	至 2021年8月20日		
第36特定期間	自 2021年8月21日	31, 366, 184	36, 314, 837
	至 2022年2月21日		
第37特定期間	自 2022年2月22日	22, 305, 361	29, 781, 032
	至 2022年8月22日		
第38特定期間	自 2022年8月23日	7, 362, 042	33, 326, 613
	至 2023年2月20日		
第39特定期間	自 2023年2月21日	8, 369, 592	57, 965, 193
	至 2023年8月21日		
第40特定期間	自 2023年8月22日	5, 900, 079	36, 751, 824
	至 2024年2月20日		
第41特定期間	自 2024年2月21日	16, 662, 882	52, 062, 337
	至 2024年8月20日		

(注) 上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

(ご参考) パインブリッジ米国 REIT マザーファンド

(1) 投資状況

(2024年9月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	アメリカ	501,346,167	99.33
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		3,364,184	0.67
合計 (純資産総額)		504,710,351	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位30銘柄 (2024年9月30日現在)

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	315	118,520.13	37,333,843	125,986.34	39,685,698	7.86
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	2,066	17,799.85	36,774,507	17,925.46	37,034,002	7.34
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	1,630	16,496.73	26,889,675	18,155.25	29,593,067	5.86
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	1,008	21,353.50	21,524,331	23,002.36	23,186,386	4.59
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	826	24,169.23	19,963,785	25,296.03	20,894,527	4.14
アメリカ	投資証券	UDR INC	3,210	5,987.52	19,219,951	6,421.42	20,612,767	4.08
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	2,140	8,338.28	17,843,933	9,111.88	19,499,430	3.86
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	350	46,113.20	16,139,622	50,903.22	17,816,129	3.53
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	1,625	10,225.26	16,616,048	10,557.73	17,156,324	3.40
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	1,886	8,686.54	16,382,829	8,953.45	16,886,212	3.35
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	690	22,821.09	15,746,558	23,937.24	16,516,701	3.27
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	4,790	3,182.87	15,245,990	3,277.08	15,697,217	3.11
アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	2,967	5,085.46	15,088,589	4,995.55	14,821,797	2.94
アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	709	18,856.06	13,368,947	19,408.42	13,760,574	2.73
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	2,660	4,580.20	12,183,347	4,727.21	12,574,399	2.49
アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	710	17,160.54	12,183,984	17,657.12	12,536,561	2.48
アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	3,800	3,102.06	11,787,828	3,225.69	12,257,652	2.43
アメリカ	投資証券	FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	1,448	7,813.13	11,313,413	7,998.58	11,581,957	2.29
アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	646	15,648.91	10,109,201	16,660.87	10,762,924	2.13
アメリカ	投資証券	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	2,704	3,738.39	10,108,609	3,910.80	10,574,809	2.10
アメリカ	投資証券	AGREE REALTY CORP	943	10,319.37	9,731,174	10,680.48	10,071,698	2.00
アメリカ	投資証券	BXP INC	750	10,173.79	7,630,346	11,528.30	8,646,227	1.71
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS AND RESORTS INC	2,997	2,436.19	7,301,284	2,587.69	7,755,322	1.54
アメリカ	投資証券	COUSINS PROPERTIES INC	1,655	3,913.65	6,477,101	4,179.13	6,916,467	1.37
アメリカ	投資証券	NNN REIT INC	994	6,564.15	6,524,768	6,872.44	6,831,215	1.35
アメリカ	投資証券	RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	2,968	2,165.85	6,428,243	2,230.86	6,621,222	1.31
アメリカ	投資証券	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	893	7,277.80	6,499,078	7,209.29	6,437,898	1.28
アメリカ	投資証券	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	1,071	5,380.92	5,762,966	5,756.30	6,164,998	1.22
アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC	355	16,502.44	5,858,367	17,273.18	6,131,980	1.21
アメリカ	投資証券	AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	1,370	2,797.50	3,832,586	3,728.10	5,107,507	1.01

(注1) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

(注2) 上記の各金額は、基準日における対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

2. 種類別投資比率（2024年9月30日現在）

種 類	投資比率（％）
投資証券	99.33
合 計	99.33

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

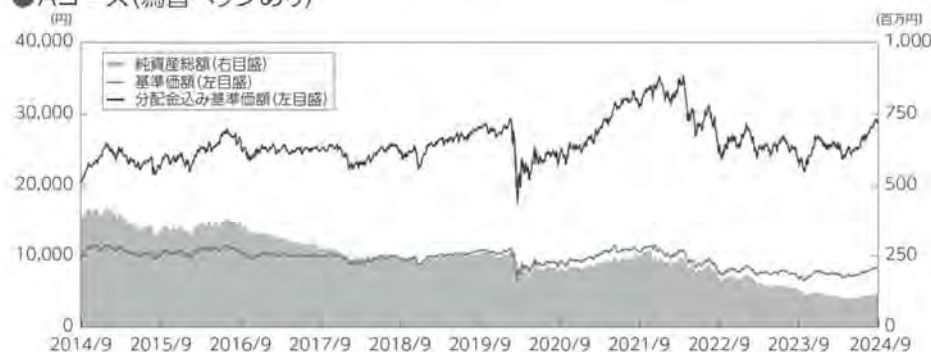
該当事項はありません。

《参考情報》

基準価額・純資産の推移

(過去10年間／2014年9月末～2024年9月末)

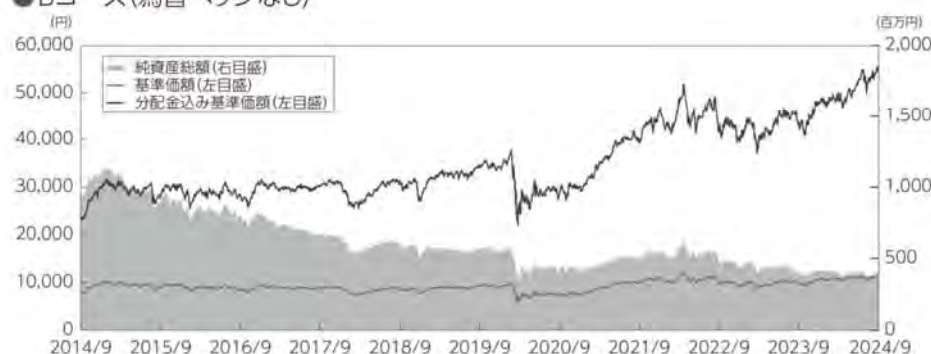
●Aコース(為替ヘッジあり)



(2024年9月末現在)

基準価額
8,243円
純資産総額
114百万円

●Bコース(為替ヘッジなし)



(2024年9月末現在)

基準価額
11,254円
純資産総額
392百万円

※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払われた分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

●Aコース(為替ヘッジあり)

2024年 9月	20円	2024年 3月	20円
2024年 8月	20円	2024年 2月	20円
2024年 7月	20円	2024年 1月	20円
2024年 6月	20円	2023年12月	20円
2024年 5月	20円	2023年11月	20円
2024年 4月	20円	2023年10月	20円

直近1年間累計	240円
設定来累計	12,670円

●Bコース(為替ヘッジなし)

2024年 9月	30円	2024年 3月	30円
2024年 8月	30円	2024年 2月	30円
2024年 7月	30円	2024年 1月	30円
2024年 6月	600円	2023年12月	30円
2024年 5月	30円	2023年11月	30円
2024年 4月	30円	2023年10月	30円

直近1年間累計	930円
設定来累計	14,140円

主要な資産の状況

(2024年9月末現在)

●Aコース(為替ヘッジあり)

パインブリッジ米国REITマザーファンド	99.16%
キャッシュ等	0.84%

●Bコース(為替ヘッジなし)

パインブリッジ米国REITマザーファンド	99.66%
キャッシュ等	0.34%

●パインブリッジ米国REITマザーファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	投資比率(%)
アメリカ	EQUINIX INC	7.86
アメリカ	PROLOGIS INC	7.34
アメリカ	WELLTOWER INC	5.86
アメリカ	DIGITAL REALTY TRUST INC	4.59
アメリカ	EXTRA SPACE STORAGE INC	4.14
アメリカ	UDR INC	4.08
アメリカ	VENTAS INC	3.86
アメリカ	PUBLIC STORAGE	3.53
アメリカ	EQUITY RESIDENTIAL	3.40
アメリカ	REALTY INCOME CORP	3.35

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移

(過去10年間/暦年ベース)

●Aコース(為替ヘッジあり)



●Bコース(為替ヘッジなし)



※ファンドの収益率は、分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2024年は年初から9月末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）取得申込の受付

①申込期間：2024年5月18日（土）から2025年5月19日（月）まで

※申込期間は、期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

②受益権の取得申込は、原則として、販売会社の営業日に受付けます。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、取得申込の受付を行いません。

③取得申込の受付は、原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

④運用の基本方針等の観点から、受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得の取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取り消す場合があります。

⑤ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（2）申込単位・申込価額

①収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と、分配金を税引き後自動的に再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。いずれのコースでも、申込単位は販売会社が定めるものとします。

※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、申込単位および取扱コースが異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の 9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

②受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に3.3%（税抜3.0%）の率を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た申込手数料を加算した価額とします。ただし、分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

- ②一部解約の実行請求は、原則として、販売会社の営業日に受付けます。ただし、解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③解約請求の受付は、原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
- ④一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とし、委託会社の営業日に日々算出されます。一部解約の価額は、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ⑤委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消すことがあります。
- ⑥一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして、前記④の規定に準じて算出された価額とします。
- ⑦解約代金のお支払いは、解約請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目からとします。
- ⑧換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

- ①基準価額は、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（純資産総額）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

②組入マザーファンド受益証券は、原則として計算日のマザーファンドの基準価額により評価します。

マザーファンドにおける組入外国投資信託証券の評価については、原則として、計算日の前営業日付の現地取引所の終値（またはこれに準じた価格）により評価します。

③外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

④基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

（2）【保管】

ファンドの受益権は、2007年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

（3）【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限とします。

ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。（後記（5）その他 ①信託の終了をご参照ください。）

（4）【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として、毎月21日から翌月20日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託終了の日とします。

（5）【その他】

①信託の終了

1. 投資信託契約の解約

イ) 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ) 委託会社は、前記イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ハ) 前記ロ) の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 二) 前記ハ) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記イ) の投資信託契約の解約をしません。
- ホ) 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ヘ) 前記ハ) からホ) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ハ) の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2. 投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- イ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記③信託約款の変更4. に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

3. 受託会社の辞任および解任の場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款の規定にしたがい新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益

者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託約款を変更しません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1. から5. までの規定にしたがいます。

④公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑥運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年2月、8月）および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書は知られたる受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は受益者の請求により交付されますので、請求される受益者の方は販売会社までお問い合わせください。また、委託会社のホームページにて入手することもできます。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

⑦信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑧関係会社との契約の更改

1. 販売会社との契約

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

2. 投資顧問会社との契約

委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、

信託財産の運用委託権限の範囲、議決権行使の指図、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。

また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しない場合には、収益分配金を請求する権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」の場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②一部解約の実行請求権

受益者は、信託財産の一部解約の実行を請求する権利を有します。解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、販売会社において支払われます。

③償還金に対する請求権

受益者は、償還金を自己の帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じて支払います。なお、受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

④反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

⑤帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41特定期間（2024年2月21日から2024年8月20日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年11月5日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ米国REITインカムファンド Aコース（為替ヘッジあり）の2024年2月21日から2024年8月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ米国REITインカムファンド Aコース（為替ヘッジあり）の2024年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

【パインブリッジ米国 REIT インカムファンド A コース（為替ヘッジあり）】

(1)【貸借対照表】

区分	注記 事項	第40特定期間 (2024年2月20日現在)	第41特定期間 (2024年8月20日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		2,595,438	2,073,483
親投資信託受益証券		110,239,526	108,976,178
派生商品評価勘定		—	654,951
未収利息		—	11
流動資産合計		112,834,964	111,704,623
資産合計		112,834,964	111,704,623
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		820,372	—
未払金		74,059	—
未払収益分配金		299,116	281,561
未払解約金		493	160,433
未払受託者報酬		8,835	8,597
未払委託者報酬		162,991	158,568
未払利息		3	—
流動負債合計		1,365,869	609,159
負債合計		1,365,869	609,159
純資産の部			
元本等			
元本		149,558,204	140,780,852
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△38,089,109	△29,685,388
（分配準備積立金）		6,111,062	5,399,009
元本等合計		111,469,095	111,095,464
純資産合計		111,469,095	111,095,464
負債純資産合計		112,834,964	111,704,623

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 事項	第40特定期間 自 2023年8月22日 至 2024年2月20日	第41特定期間 自 2024年2月21日 至 2024年8月20日
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取利息		—	227
有価証券売買等損益		11,350,523	9,036,652
為替差損益		△8,388,959	△333,144
営業収益合計		2,961,564	8,703,735
営業費用			
支払利息		185	70
受託者報酬		59,810	51,695
委託者報酬		1,103,146	953,417
その他費用		—	5,940
営業費用合計		1,163,141	1,011,122
営業利益又は営業損失（△）		1,798,423	7,692,613
経常利益又は経常損失（△）		1,798,423	7,692,613
当期純利益又は当期純損失（△）		1,798,423	7,692,613
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		634,241	△150,425
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△47,743,237	△38,089,109
剰余金増加額又は欠損金減少額		12,140,993	2,716,836
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		12,140,993	2,716,836
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,695,586	457,587
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		1,695,586	457,587
分配金		1,955,461	1,698,566
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△38,089,109	△29,685,388

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第40特定期間 (2024年2月20日現在)	第41特定期間 (2024年8月20日現在)
1. 期首元本額	181,941,029円	149,558,204円
期中追加設定元本額	6,709,718円	1,804,701円
期中一部解約元本額	39,092,543円	10,582,053円
2. 受益権の総数	149,558,204口	140,780,852口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は38,089,109円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は29,685,388円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第40特定期間	第41特定期間
	自 2023年8月22日 至 2024年2月20日	自 2024年2月21日 至 2024年8月20日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用	301, 169円	257, 006円
2. 分配金の計算過程	[2023年8月22日から 2023年9月20日まで の計算期間]	[2024年2月21日から 2024年3月21日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	296, 712円	291, 906円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	27, 367, 544円	22, 014, 993円
分配準備積立金額	8, 237, 182円	5, 959, 487円
当ファンドの分配対象収益額	35, 901, 438円	28, 266, 386円
当ファンドの期末残存口数	183, 286, 381口	145, 989, 145口
1万口当たり収益分配対象額	1, 958. 76円	1, 936. 19円
1万口当たり分配金額	20. 00円	20. 00円
収益分配金金額	366, 572円	291, 978円
	[2023年 9月21日から 2023年10月20日まで の計算期間]	[2024年3月22日から 2024年4月22日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	353, 553円	241, 904円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	27, 333, 030円	21, 199, 262円
分配準備積立金額	8, 135, 762円	5, 726, 124円
当ファンドの分配対象収益額	35, 822, 345円	27, 167, 290円
当ファンドの期末残存口数	182, 942, 658口	140, 512, 609口
1万口当たり収益分配対象額	1, 958. 11円	1, 933. 44円
1万口当たり分配金額	20. 00円	20. 00円
収益分配金金額	365, 885円	281, 025円
	[2023年10月21日から 2023年11月20日まで の計算期間]	[2024年4月23日から 2024年5月20日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	232, 494円	137, 591円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	23, 713, 656円	21, 223, 511円
分配準備積立金額	7, 032, 499円	5, 683, 439円
当ファンドの分配対象収益額	30, 978, 649円	27, 044, 541円
当ファンドの期末残存口数	158, 638, 827口	140, 620, 287口
1万口当たり収益分配対象額	1, 952. 77円	1, 923. 23円
1万口当たり分配金額	20. 00円	20. 00円
収益分配金金額	317, 277円	281, 240円

項目	第40特定期間	第41特定期間
	自 2023年8月22日 至 2024年2月20日	自 2024年2月21日 至 2024年8月20日
	[2023年11月21日から 2023年12月20日まで の計算期間]	[2024年5月21日から 2024年6月20日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	364,039円	247,984円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	22,979,433円	21,205,993円
分配準備積立金額	6,508,871円	5,524,673円
当ファンドの分配対象収益額	29,852,343円	26,978,650円
当ファンドの期末残存口数	152,524,994口	140,447,556口
1万口当たり収益分配対象額	1,957.20円	1,920.90円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	305,049円	280,895円
	[2023年12月21日から 2024年 1月22日まで の計算期間]	[2024年6月21日から 2024年7月22日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	285,865円	368,511円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	22,723,936円	21,312,261円
分配準備積立金額	6,485,872円	5,479,643円
当ファンドの分配対象収益額	29,495,673円	27,160,415円
当ファンドの期末残存口数	150,781,361口	140,933,941口
1万口当たり収益分配対象額	1,956.18円	1,927.17円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	301,562円	281,867円
	[2024年1月23日から 2024年2月20日まで の計算期間]	[2024年7月23日から 2024年8月20日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	0円	128,721円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	22,547,148円	21,297,545円
分配準備積立金額	6,410,178円	5,551,849円
当ファンドの分配対象収益額	28,957,326円	26,978,115円
当ファンドの期末残存口数	149,558,204口	140,780,852口
1万口当たり収益分配対象額	1,936.19円	1,916.31円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	299,116円	281,561円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第40特定期間 自 2023年8月22日 至 2024年2月20日	第41特定期間 自 2024年2月21日 至 2024年8月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第40特定期間 (2024年2月20日現在)	第41特定期間 (2024年8月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「(デリバティブ取引等に関する注記)」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第40特定期間 (2024年2月20日現在)	第41特定期間 (2024年8月20日現在)
	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	460,711	△3,334,322
合計	460,711	△3,334,322

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第40特定期間（2024年2月20日現在）			
				時価 (円)	評価損益 (円)
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米国ドル	108,629,845	—	109,450,217	△820,372
合計		108,629,845	—	109,450,217	△820,372

区分	種類	第41特定期間（2024年8月20日現在）			
				時価 (円)	評価損益 (円)
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米国ドル	107,941,671	—	107,286,720	654,951
合計		107,941,671	—	107,286,720	654,951

(注)時価の算定方法

1. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
 - ①特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
 - ②特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。
2. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。
3. 換算において円未満の端数は切り捨てています。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	第40特定期間 (2024年2月20日現在)	第41特定期間 (2024年8月20日現在)
1口当たり純資産額	0.7453円	0.7891円
(1万口当たり純資産額)	(7,453円)	(7,891円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表 (2024年8月20日現在)

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	パインブリッジ米国REITマザーファンド	14,067,614	108,976,178	
合計			14,067,614	108,976,178	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3) 注記表 (デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2024年11月5日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ米国REITインカムファンド Bコース（為替ヘッジなし）の2024年2月21日から2024年8月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ米国REITインカムファンド Bコース（為替ヘッジなし）の2024年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

【パインブリッジ米国 REIT インカムファンド B コース（為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 事項	第40特定期間 (2024年2月20日現在)	第41特定期間 (2024年8月20日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		4,745,889	3,192,713
親投資信託受益証券		413,859,435	381,061,644
未収利息		—	17
流動資産合計		418,605,324	384,254,374
資産合計		418,605,324	384,254,374
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		1,152,813	1,046,615
未払解約金		4,464	—
未払受託者報酬		32,453	30,220
未払委託者報酬		598,575	557,380
未払利息		6	—
流動負債合計		1,788,311	1,634,215
負債合計		1,788,311	1,634,215
純資産の部			
元本等			
元本		384,271,149	348,871,694
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		32,545,864	33,748,465
（分配準備積立金）		125,664,922	88,923,754
元本等合計		416,817,013	382,620,159
純資産合計		416,817,013	382,620,159
負債純資産合計		418,605,324	384,254,374

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 事項	第40特定期間 自 2023年8月22日 至 2024年2月20日	第41特定期間 自 2024年2月21日 至 2024年8月20日
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取利息		—	855
有価証券売買等損益		42,445,418	35,702,209
営業収益合計		42,445,418	35,703,064
営業費用			
支払利息		580	87
受託者報酬		201,576	196,261
委託者報酬		3,717,966	3,619,823
営業費用合計		3,920,122	3,816,171
営業利益又は営業損失（△）		38,525,296	31,886,893
経常利益又は経常損失（△）		38,525,296	31,886,893
当期純利益又は当期純損失（△）		38,525,296	31,886,893
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		825,301	77,801
期首剰余金又は期首欠損金（△）		1,893,373	32,545,864
剰余金増加額又は欠損金減少額		613,348	1,821,019
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		381,572	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		231,776	1,821,019
剰余金減少額又は欠損金増加額		568,914	5,198,871
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		532,158	5,198,871
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		36,756	—
分配金		7,091,938	27,228,639
期末剰余金又は期末欠損金（△）		32,545,864	33,748,465

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第40特定期間 (2024年2月20日現在)	第41特定期間 (2024年8月20日現在)
1. 期首元本額	415,122,894円	384,271,149円
期中追加設定元本額	5,900,079円	16,662,882円
期中一部解約元本額	36,751,824円	52,062,337円
2. 受益権の総数	384,271,149口	348,871,694口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第40特定期間	第41特定期間
	自 2023年8月22日 至 2024年2月20日	自 2024年2月21日 至 2024年8月20日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用	1, 006, 931円	976, 762円
2. 分配金の計算過程	[2023年8月22日から 2023年9月20日まで の計算期間]	[2024年2月21日から 2024年3月21日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	1, 272, 862円	1, 388, 941円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	54, 598, 289円	52, 482, 932円
分配準備積立金額	135, 110, 530円	122, 826, 697円
当ファンドの分配対象収益額	190, 981, 681円	176, 698, 570円
当ファンドの期末残存口数	405, 109, 395口	376, 082, 612口
1万口当たり収益分配対象額	4, 714. 32円	4, 698. 39円
1万口当たり分配金額	30. 00円	30. 00円
収益分配金金額	1, 215, 328円	1, 128, 247円
	[2023年 9月21日から 2023年10月20日まで の計算期間]	[2024年3月22日から 2024年4月22日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	1, 076, 282円	887, 847円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	54, 792, 418円	50, 866, 452円
分配準備積立金額	134, 757, 004円	118, 164, 226円
当ファンドの分配対象収益額	190, 625, 704円	169, 918, 525円
当ファンドの期末残存口数	404, 643, 004口	362, 070, 618口
1万口当たり収益分配対象額	4, 710. 96円	4, 692. 96円
1万口当たり分配金額	30. 00円	30. 00円
収益分配金金額	1, 213, 929円	1, 086, 211円
	[2023年10月21日から 2023年11月20日まで の計算期間]	[2024年4月23日から 2024年5月20日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	859, 301円	541, 360円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	54, 251, 866円	52, 960, 710円
分配準備積立金額	132, 101, 807円	117, 498, 084円
当ファンドの分配対象収益額	187, 212, 974円	171, 000, 154円
当ファンドの期末残存口数	398, 107, 238口	365, 549, 334口
1万口当たり収益分配対象額	4, 702. 57円	4, 677. 89円
1万口当たり分配金額	30. 00円	30. 00円
収益分配金金額	1, 194, 321円	1, 096, 648円

項目	第40特定期間	第41特定期間
	自 2023年8月22日 至 2024年2月20日	自 2024年2月21日 至 2024年8月20日
	[2023年11月21日から 2023年12月20日まで の計算期間]	[2024年5月21日から 2024年6月20日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	1,300,756円	1,365,905円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	52,988,247円	54,244,652円
分配準備積立金額	127,642,031円	114,613,448円
当ファンドの分配対象収益額	181,931,034円	170,224,005円
当ファンドの期末残存口数	386,570,636口	363,261,166口
1万口当たり収益分配対象額	4,706.28円	4,685.99円
1万口当たり分配金額	30.00円	600.00円
収益分配金金額	1,159,711円	21,795,669円
	[2023年12月21日から 2024年 1月22日まで の計算期間]	[2024年6月21日から 2024年7月22日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	1,445,874円	1,409,652円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益額	0円	495,854円
収益調整金額	53,185,725円	54,634,021円
分配準備積立金額	126,984,012円	91,817,354円
当ファンドの分配対象収益額	181,615,611円	148,356,881円
当ファンドの期末残存口数	385,278,986口	358,416,648口
1万口当たり収益分配対象額	4,713.87円	4,139.22円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	1,155,836円	1,075,249円
	[2024年1月23日から 2024年2月20日まで の計算期間]	[2024年7月23日から 2024年8月20日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	290,001円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	53,460,672円	53,389,523円
分配準備積立金額	126,527,734円	89,970,369円
当ファンドの分配対象収益額	180,278,407円	143,359,892円
当ファンドの期末残存口数	384,271,149口	348,871,694口
1万口当たり収益分配対象額	4,691.43円	4,109.24円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	1,152,813円	1,046,615円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第40特定期間 自 2023年8月22日 至 2024年2月20日	第41特定期間 自 2024年2月21日 至 2024年8月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第40特定期間 (2024年2月20日現在)	第41特定期間 (2024年8月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第40特定期間 (2024年2月20日現在)	第41特定期間 (2024年8月20日現在)
	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,729,599	△12,627,286
合計	1,729,599	△12,627,286

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	第40特定期間 (2024年2月20日現在)	第41特定期間 (2024年8月20日現在)
1口当たり純資産額	1.0847円	1.0967円
(1万口当たり純資産額)	(10,847円)	(10,967円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表 (2024年8月20日現在)

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	パインブリッジ米国REITマザーファンド	49,190,825	381,061,644	
合計			49,190,825	381,061,644	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「パインブリッジ米国 REIT マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「パインブリッジ米国 REIT マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1) 貸借対照表

区分	注記 事項	(2024年2月20日現在)	(2024年8月20日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		1,659,988	1,725,742
コール・ローン		1,525,259	9,439,457
投資証券		520,918,951	478,708,758
未収入金		296,245	—
未収配当金		186,366	163,321
未収利息		—	51
流動資産合計		524,586,809	490,037,329
資産合計		524,586,809	490,037,329
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		—	956
未払金		486,586	—
未払利息		2	—
流動負債合計		486,588	956
負債合計		486,588	956
純資産の部			
元本等			
元本		73,997,058	63,258,439
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		450,103,163	426,777,934
元本等合計		524,100,221	490,036,373
純資産合計		524,100,221	490,036,373
負債純資産合計		524,586,809	490,037,329

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月21日から8月20日まで、および8月21日から翌年2月20日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等の最終相場を、計算期間末日に最終相場がない場合には、直近の日の最終相場で、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2024年2月20日現在)	(2024年8月20日現在)
1. 期首元本額	86,408,240円	73,997,058円
期中追加設定元本額	－円	1,772,517円
期中一部解約元本額	12,411,182円	12,511,136円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ米国REITインカムファン ド Aコース (為替ヘッジあり)	15,564,619円	14,067,614円
パインブリッジ米国REITインカムファン ド Bコース (為替ヘッジなし)	58,432,439円	49,190,825円
合計	73,997,058円	63,258,439円
2. 受益権の総数	73,997,058口	63,258,439口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年8月22日 至 2024年2月20日	自 2024年2月21日 至 2024年8月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、投資証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	- 運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 - 法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 - 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2024年2月20日現在)	(2024年8月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「(デリバティブ取引等に関する注記)」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	(2024年2月20日現在)	(2024年8月20日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	26,425,849	43,972,014
合計	26,425,849	43,972,014

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における監査対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(2024年2月20日現在)	
該当事項はありません。	

区分	種類	(2024年8月20日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米国ドル	5,857,200	—	5,856,244	△956
合計		5,857,200	—	5,856,244	△956

(注)時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
 - ①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
 - ②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。
3. 換算において円未満の端数は切り捨てています。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	(2024年2月20日現在)	(2024年8月20日現在)
1口当たり純資産額	7.0827円	7.7466円
(1万口当たり純資産額)	(70,827円)	(77,466円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（2024年8月20日現在）

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米国ドル	投資証券	AGREE REALTY CORP	943	68,178.90	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC	355	41,045.10	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	1,576	30,227.68	
		AMERICAN TOWER CORP	108	23,723.28	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	760	21,933.60	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	768	11,043.84	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	2,464	64,433.60	
		BROADSTONE NET LEASE INC	1,468	26,101.04	
		BXP INC	750	53,460.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	595	71,048.95	
		CARETRUST REIT INC	790	22,254.30	
		COUSINS PROPERTIES INC	1,655	45,380.10	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	2,945	24,826.35	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	866	128,704.92	
		DOUGLAS EMMETT INC	1,250	19,112.50	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	100	18,300.00	
		EQUINIX INC	315	261,569.70	
		EQUITY RESIDENTIAL	1,595	114,186.05	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	806	136,399.38	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	1,428	78,154.44	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	3,645	79,096.50	
		HOST HOTELS AND RESORTS INC	2,497	42,024.51	
		INVITATION HOMES INC	3,017	107,495.71	
		IRON MOUNTAIN INC	646	70,827.44	
		KILROY REALTY CORP	648	22,265.28	
		KIMCO REALTY CORP	4,940	110,162.00	
		LAMAR ADVERTISING CO-A	266	31,840.20	
		LINEAGE INC	420	36,825.60	
		MACERICH CO/THE	710	10,550.60	
		NATL HEALTH INVESTORS INC	173	12,872.93	
		NETSTREIT CORP	620	10,118.40	
		NNN REIT INC	994	45,714.06	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	1,071	40,376.70	
		PHILLIPS EDISON & COMPANY IN	270	9,490.50	
		PROLOGIS INC	2,166	270,100.20	
		PUBLIC STORAGE	350	113,078.00	
		REALTY INCOME CORP	1,946	118,433.56	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計		RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	2,838	43,024.08	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	893	45,534.07	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	690	110,324.10	
		SUN COMMUNITIES INC	709	93,665.99	
		UDR INC	3,480	145,951.20	
		URBAN EDGE PROPERTIES	500	9,925.00	
		VENTAS INC	2,333	136,270.53	
		VICI PROPERTIES INC	2,770	88,889.30	
		VORNADO REALTY TRUST	470	15,481.80	
		WELLTOWER INC	1,630	188,330.20	
			62,229	3,268,752.19	
合計				478,708,758	
				(478,708,758)	

(注) 1. 投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

2. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

3. 合計欄の記載は邦貨額であり、（ ）内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米国ドル	投資証券 47銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2)注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

《1》パインブリッジ米国 REIT インカムファンド A コース（為替ヘッジあり）

（2024年9月30日現在）

I 資産総額	115,555,859 円
II 負債総額	813,033 円
III 純資産総額（I－II）	114,742,826 円
IV 発行済数量	139,207,692 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たりの純資産額）	0.8243 円 (8,243 円)

（注）Iの資産には、有価証券の評価損益が含まれています。（以下、同じ。）

《2》パインブリッジ米国 REIT インカムファンド B コース（為替ヘッジなし）

（2024年9月30日現在）

I 資産総額	392,521,396 円
II 負債総額	241,716 円
III 純資産総額（I－II）	392,279,680 円
IV 発行済数量	348,563,862 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たりの純資産額）	1.1254 円 (11,254 円)

（ご参考）パインブリッジ米国 REIT マザーファンド

（2024年9月30日現在）

I 資産総額	504,710,351 円
II 負債総額	— 円
III 純資産総額（I－II）	504,710,351 円
IV 発行済数量	63,178,390 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たりの純資産額）	7.9887 円 (79,887 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 名義書換

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(2024年9月末日現在)

- ・資本金の額 1,000,000,000円
- ・会社が発行する株式の総数 50,000株
- ・発行済株式総数 42,000株
- ・資本金の額の増減（最近5年間） 該当事項はありません。
- ・会社の機構

(1) 経営の意思決定

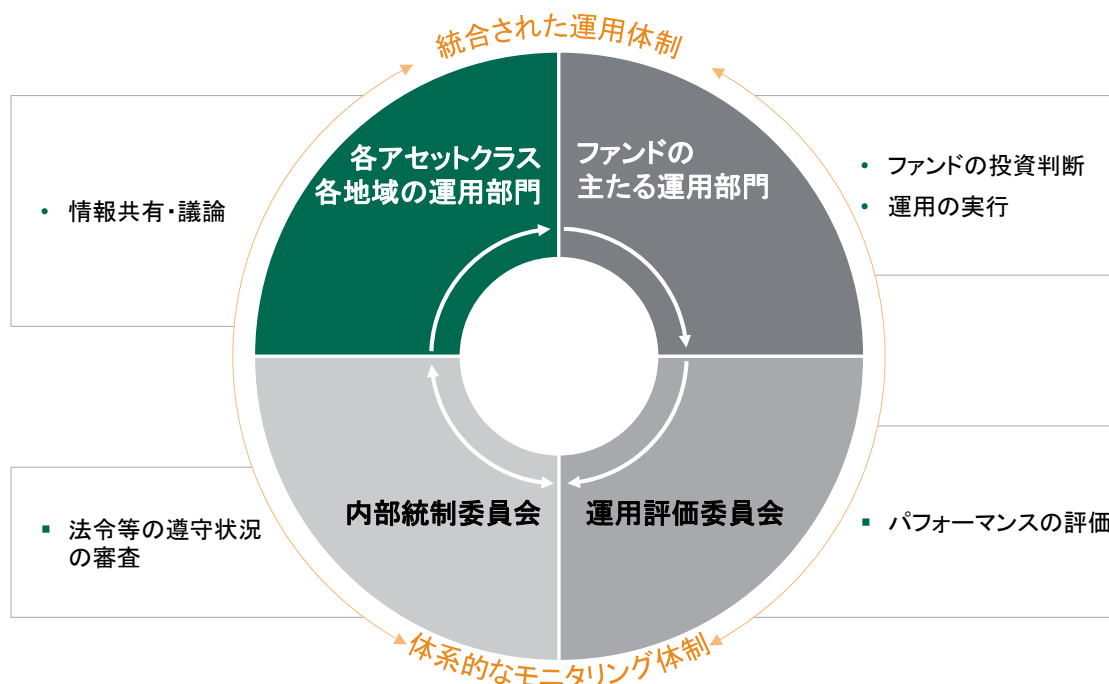
3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

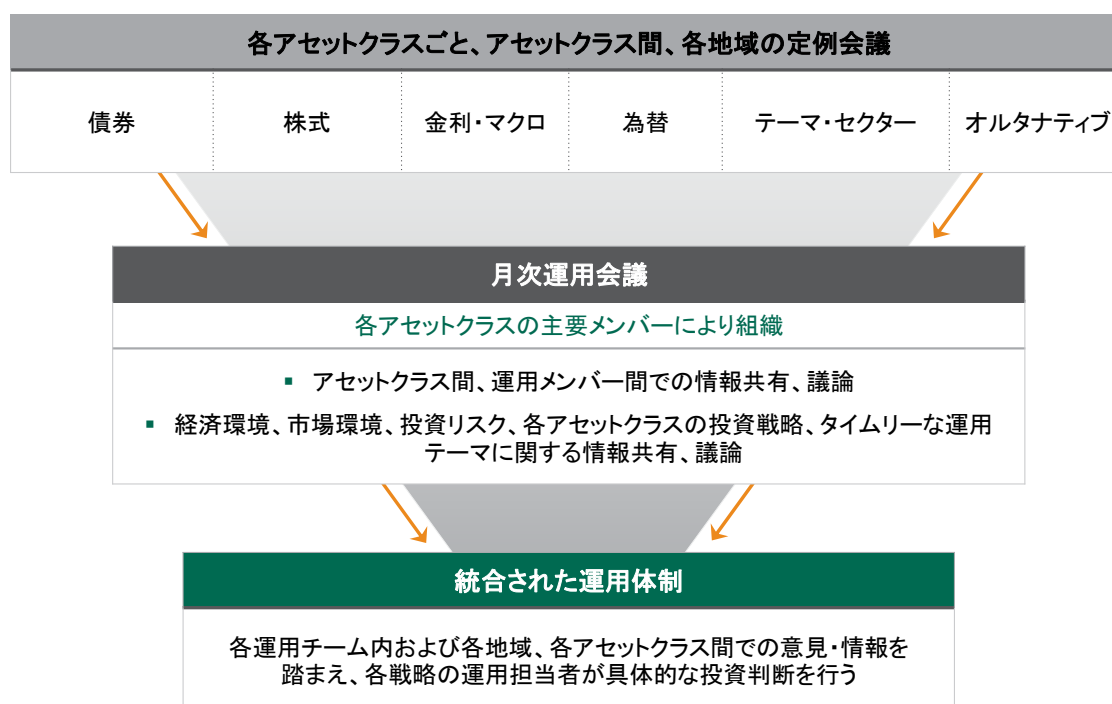
取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

(2) 運用の意思決定



運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



※前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2024年9月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	14	37,286 百万円
追加型株式投資信託	49	462,445 百万円
合計	63	499,731 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

2. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

3. 当社は、第39期事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、EY 新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、第40期事業年度に係る中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、EY 新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年3月22日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 丘 本 正 彦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第38期 (2022年12月31日現在)	第39期 (2023年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	493,611	455,617
短期貸付金	500,000	524,000
前払金	2,799	1,380
前払費用	41,612	30,243
未収入金	220,026	90,057
未収委託者報酬	568,768	741,397
未収運用受託報酬	147,180	97,943
立替金	11,506	12,351
未収収益	504	549
流動資産合計	1,986,010	1,953,541
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	*1 0	*1 77,100
工具器具備品	*1 0	*1 7,195
有形固定資産合計	0	84,296
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
電話加入権	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	1,553	-
関係会社株式	164,013	164,013
敷金保証金	89,770	42,245
預託金	74	74
繰延税金資産	77,953	124,311
投資その他の資産合計	333,366	330,645
固定資産合計	333,366	414,942
資産合計	2,319,376	2,368,483

(単位:千円)

	第38期 (2022年12月31日現在)	第39期 (2023年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	22,661	24,682
未払金		
未払収益分配金	240	240
未払手数料	217,501	321,212
その他未払金	216,422	115,210
未払費用	414,226	464,080
未払役員賞与	120,786	103,430
未払法人税等	18,054	16,143
未払消費税等	11,631	35,103
リース債務	3,938	772
流動負債合計	1,025,464	1,080,877
固定負債		
賞与引当金	134,430	129,538
役員賞与引当金	33,512	30,762
退職給付引当金	93,987	101,580
役員退職慰労引当金	6,519	7,300
リース債務	1,321	-
固定負債合計	269,772	269,181
負債合計	1,295,236	1,350,058
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	58,876	58,876
資本剰余金合計	58,876	58,876
利益剰余金		
利益準備金	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金	230,000	230,000
繰越利益剰余金	△ 529,402	△ 535,563
利益剰余金合計	△ 34,290	△ 40,451
株主資本合計	1,024,586	1,018,425
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 446	-
評価・換算差額等合計	△ 446	-
純資産合計	1,024,140	1,018,425
負債・純資産合計	2,319,376	2,368,483

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第38期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	第39期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,680,861	3,911,220
運用受託報酬	887,421	596,432
その他営業収益	318,013	214,295
営業収益合計	3,886,296	4,721,948
営業費用		
支払手数料	1,080,118	1,780,078
広告宣伝費	12,201	6,097
調査費		
調査費	551,615	648,545
委託調査費	771,255	888,510
営業雑経費		
通信費	8,940	14,140
印刷費	39,731	34,426
協会費	5,055	4,311
図書費	1,337	1,334
営業費用合計	2,470,256	3,377,444
一般管理費		
給料		
役員報酬	38,600	38,600
給料・手当	586,554	585,813
賞与	184,726	227,740
役員賞与	107,024	90,104
賞与引当金繰入	38,790	31,487
役員賞与引当金繰入	11,400	8,085
交際費	1,299	1,929
寄付金	-	1,996
旅費交通費	2,807	7,293
租税公課	35,551	23,678
不動産賃借料	171,977	145,726
退職給付費用	33,488	32,710
役員退職慰労引当金繰入	780	780
固定資産減価償却費	659	6,199
業務委託費	204,848	138,633
諸経費	47,460	36,909
一般管理費合計	1,465,969	1,377,688
営業利益又は営業損失 (△)	△ 49,929	△ 33,185

営業外収益		
受取利息	5,858	5,675
雑収入	85	-
営業外収益合計	5,944	5,675
営業外費用		
為替差損	7,855	11,821
支払利息	76	75
投資有価証券償還損	-	204
営業外費用合計	7,931	12,100
経常利益又は経常損失（△）	△ 51,917	△ 39,610
特別損失		
減損損失	*1 20,480	-
特別損失合計	20,480	-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△ 72,397	△ 39,610
法人税、住民税及び事業税	12,519	12,908
法人税等調整額	4,415	△ 46,357
法人税等合計	16,934	△ 33,449
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 89,331	△ 6,161

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）

（単位:千円）

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金		利益剰 余金合 計				
					任意積 立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	△ 440,071	55,041	1,113,918	137	137	1,114,056
当期変動額											
当期純損失(△)	-	-	-	-	-	△ 89,331	△ 89,331	△ 89,331	-	-	△ 89,331
株主資本以外の 項目の当期中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 584	△ 584	△ 584
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 89,331	△ 89,331	△ 89,331	△ 584	△ 584	△ 89,915
当期末残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	△ 529,402	△ 34,290	1,024,586	△ 446	△ 446	1,024,140

第39期（自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）

（単位:千円）

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金		利益剰 余金合 計				
					任意積 立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	△ 529,402	△ 34,290	1,024,586	△ 446	△ 446	1,024,140
当期変動額											
当期純損失(△)	-	-	-	-	-	△ 6,161	△ 6,161	△ 6,161	-	-	△ 6,161
株主資本以外の 項目の当期中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	446	446	446
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 6,161	△ 6,161	△ 6,161	446	446	△ 5,714
当期末残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	△ 535,563	△ 40,451	1,018,425	-	-	1,018,425

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。主な耐用年数は、建物附属設備5～15年、工具器具備品は5～15年であります。ただし2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) ソフトウェア(自社利用分)については、定額法により、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の退職給付要支給額を計上しております。退職給付引当金の算定にあたり、期末自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、主として当事業年度末現在の直物為替相場による円換算額を付しております。

5. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧客口座によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧客口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ その他営業収益 運用受託報酬以外でグループ会社に提供したサービスにより受領する収益は、グループ会社との契約に定められた支払い条件及び算式に基づき、関連する投資対象に応じて、資金投入時点もしくはサービスを提供する期間にわたり時間の経過に応じて収益を認識しております。 ④ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧客口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
----------------	---

会計方針の変更

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用	「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。当該適用指針の適用に伴う、当期財務諸表への影響はありません。
-----------------------	---

未適用の会計基準等

該当事項はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

第38期 2022年12月31日現在	第39期 2023年12月31日現在												
*1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>142,883千円</td></tr> <tr> <td>工具器具備品</td><td>115,483千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>19,353千円</td></tr> </table> 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。	建物附属設備	142,883千円	工具器具備品	115,483千円	リース資産	19,353千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>56,494千円</td></tr> <tr> <td>工具器具備品</td><td>21,731千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>2,284千円</td></tr> </table> 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。	建物附属設備	56,494千円	工具器具備品	21,731千円	リース資産	2,284千円
建物附属設備	142,883千円												
工具器具備品	115,483千円												
リース資産	19,353千円												
建物附属設備	56,494千円												
工具器具備品	21,731千円												
リース資産	2,284千円												

(損益計算書関係)

第38期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第39期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日						
*1 減損損失 (1) 減損損失を認識した資産または資産グループの概要 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>東京都千代田区</td><td>事業用資産</td><td>建物附属設備、ソフトウェア、敷金保証金</td></tr></table> (2) 減損損失を認識するに至った経緯 当事業年度に営業赤字を計上しており、事業用資産について収益性の低下により投資額の回収が見込めないため、減損損失を認識するものであります。 (3) 減損損失の金額 減損損失の内訳は、建物附属設備930千円、ソフトウェア399千円及び敷金保証金19,149千円(簡便法による資産除去債務相当額)であります。 (4) 資産のグルーピングの方法 全社を一つの資産グループとしており、減損損失を計上しております。 (5) 回収可能価額の算定方法 事業用資産については正味売却価額を使用しておりますが、対象資産は売却が困難なため、その帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。	場所	用途	種類	東京都千代田区	事業用資産	建物附属設備、ソフトウェア、敷金保証金	該当事項はありません。
場所	用途	種類					
東京都千代田区	事業用資産	建物附属設備、ソフトウェア、敷金保証金					

(株主資本等変動計算書関係)

第38期 (自2022年 1月 1日至2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第39期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第38期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第39期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 ・有形固定資産 主として、本社における複合機(工具器具備品)であります。 ②リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 該当事項はありません。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 ・有形固定資産 主として、本社における複合機(工具器具備品)であります。 ②リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 該当事項はありません。

(金融商品関係)

第38期 (自 2022年 1月 1日至 2022年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入れ、社債発行等による資金調達を行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

1 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
1) 投資有価証券	1,553	1,553	-
資産計	1,553	1,553	-

(注1) 現金・預金、短期貸付金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、その他未払金、未払費用等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格のない株式等に該当するため、上表には含めておりません。

2 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券/その他有価証券	-	-	-	-
資産計	-	-	-	-

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26号に従い、経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 投資有価証券1,553千円）は上表には含めておりません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

第39期（自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入れ、社債発行等による資金調達を行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、記載すべき事項はございません。また、現金・預金、短期貸付金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、その他未払金、未払費用等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格のない株式等に該当するため、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第38期 (2022年12月31日現在)

1. 子会社株式

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164, 013

上記については、市場価格のない株式等に該当しております。

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	1, 553	2, 000	△ 446

第39期 (2023年12月31日現在)

子会社株式

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164, 013

上記については、市場価格のない株式等に該当しております。

(退職給付関係)

第38期 (2022年12月31日現在)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	91,321
退職給付費用	10,375
退職給付の支払額	△ 7,710
期末における退職給付引当金	93,987

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	千円
非積立型制度の退職給付債務	93,987
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	93,987
退職給付引当金	93,987
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	93,987

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 10,375千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,112千円でありました。

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	93,987
退職給付費用	10,575
退職給付の支払額	△ 2,982
期末における退職給付引当金	101,580

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	千円
非積立型制度の退職給付債務	101,580
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	101,580
退職給付引当金	101,580
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	101,580

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	10,575千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、22,135千円でありました。

(税効果会計関係)

第38期
2022年12月31日現在

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
税務上の繰越欠損金（注）1	200,164
未払金否認	14,756
未払賞与・賞与引当金否認	112,942
退職給付引当金否認	28,778
役員退職慰労引当金否認	1,996
減損損失	11,645
資産除去債務	26,522
その他	18,042
繰延税金資産小計	414,850
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）1	△ 200,164
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 136,732
評価性引当額小計	△ 336,897
繰延税金資産合計	77,953
繰延税金資産の純額	77,953

（注）1 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年 以内	2年超3年 以内	3年超4年 以内	4年超5年 以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*1）	-	-	90,288	57,567	-	52,308	200,164
評価性引当額	-	-	△ 90,288	△ 57,567	-	△ 52,308	△ 200,164
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（*1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため、注記を省略しております。

第39期
2023年12月31日現在

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
税務上の繰越欠損金（注）2	190,078
未払金否認	21,452
未払賞与・賞与引当金否認	122,028
退職給付引当金否認	31,103
役員退職慰労引当金否認	2,235
減損損失	4,681
資産除去債務	11,544
その他	21,250
繰延税金資産小計	404,374
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△ 182,479
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 97,583
評価性引当額小計（注）1	△ 280,063
繰延税金資産合計	124,311
繰延税金資産の純額	124,311

（注）1 評価性引当額が56,834千円減少しております。これは、将来課税所得の見積額が増加したことに伴い、将来減算一時差異等及び税務上の繰越欠損金の回収可能額が増加したことなどによるものであります。

（注）2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*1）	-	80,202	57,567	-	-	52,308	190,078
評価性引当額	-	△ 72,603	△ 57,567	-	-	△ 52,308	△ 182,479
繰延税金資産	-	7,598	-	-	-	-	7,598

（*1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

第38期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	
1. 収益の分解情報	
当事業年度の収益の構成は次のとおりです。	
委託者報酬	2,680,861千円
運用受託報酬	860,241千円
その他営業収益	318,013千円
成功報酬（注）	27,180千円
合計	3,886,296千円
（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。	
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報	
〔重要な会計方針〕 5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。	
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報	
重要性が乏しいため記載を省略しております。	

第39期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	
1. 収益の分解情報	
当事業年度の収益の構成は次のとおりです。	
委託者報酬	3,911,220千円
運用受託報酬	570,197千円
その他営業収益	214,295千円
成功報酬（注）	26,235千円
合計	4,721,948千円
（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。	
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報	
〔重要な会計方針〕 5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。	
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報	
重要性が乏しいため記載を省略しております。	

(セグメント情報等)

第38期
自 2022年 1月 1日
至 2022年12月31日

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	2,680,861	887,421	318,013

(2) 地域毎の情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	アジア	合計
3,377,873	361,761	132,985	13,675	3,886,296

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域毎の有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客毎の情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
FWD 生命保険株式会社	518,242

(注) 当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

3. セグメント毎の固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第39期
自 2023年 1月 1日
至 2023年12月31日

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	3,911,220	596,432	214,295

(2) 地域毎の情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	アジア	合計
4,373,287	164,074	172,606	11,980	4,721,948

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域毎の有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客毎の情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

3. セグメント毎の固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

(関連当事者情報)

第38期（自2022年 1月 1日 至2022年12月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千 US ドル 366,002	持株会社	-	あり	経営管理サービス契約	金銭の貸付*6	千円 500,000	短期貸付金	千円 500,000
								受取利息*6	千円 5,855	未収収益	千円 504
								役務提供に対する対価支払*2	千円 145,507	未収入金	千円 28,558
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千 US ドル 2	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	その他営業収益の受取*5	千円 317,501	未収入金	千円 141,852
								委託調査費の支払*4	千円 411,022	未払費用	千円 34,752
								調査費の支払*7	千円 112,777	その他未払金	千円 44,567
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド	ホンコン	千 HK ドル 222,061	投資運用会社	-	-	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払*2	千円 186,835	その他未払金	千円 59,500
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・マネージメント・タイワン・リミテッド	タイワン、タイペイ	千タイワンドル 300,000	投資運用会社	-	-	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価受取*3	千円 26,647	その他未払金	千円 26,326
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・シンガポール・リミテッド	シンガポール	千シンガポールドル 6,000	投資運用会社	-	-	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払*2	千円 12,985	その他未払金	千円 16,418

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

*1上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

*2役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

- *3役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *4委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- *5その他営業収益の受取については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- *6金銭の貸付に係る利息は、市場金利を参考に決定しております。
- *7調査費の支払いについては、業者とのグローバル契約に係る費用の内弊社使用分を支払うものです。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

(1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・L.P.（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・シンガポール・プライベート・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

第39期（自2023年 1月 1日 至2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千 US ドル 366,002	持株会社	-	あり	経営管理サービス契約	金銭の貸付 *6	千円 524,000	短期貸付金	千円 524,000
								受取利息 *6	千円 5,656	未収収益	千円 549
								役務提供に対する対価支払 *2	千円 153,160	その他未払金	千円 12,918
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千 US ドル 2	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	その他営業収益の受取 *5	千円 137,712	未収入金	千円 10,691
								委託調査費の支払 *4	千円 588,127	未払費用	千円 46,657
								調査費の支払 *7	千円 93,964	その他未払金	千円 16,397
								役務提供に対する対価受取 *3	千円 103,088	未収入金	千円 9,411
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド	アイルランド、ダブリン	千 US ドル 368	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	その他営業収益の受取 *5	千円 76,582	未収入金	千円 45,561
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド	ホンコン	千 HK ドル 222,061	投資運用会社	-	-	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価支払 *2	千円 129,020	その他未払金	千円 15,124

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

- *1上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- *2役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *3役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

- *4委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- *5その他営業収益の受取については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- *6金銭の貸付に係る利息は、市場金利を参考に決定しております。
- *7調査費の支払いについては、業者とのグローバル契約に係る費用の内弊社使用分を支払うものです。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

(1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・L.P.（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・シンガポール・プライベート・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

(1株当たり情報)

第38期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日		第39期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	
1株当たり純資産額	24,384円28銭	1株当たり純資産額	24,248円22銭
1株当たり当期純損失金額	2,126円94銭	1株当たり当期純損失金額	146円69銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第38期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日		第39期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	
当期純損失	89,331 千円	当期純損失	6,161 千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る当期純損失	89,331 千円	普通株主に係る当期純損失	6,161 千円
普通株式の期中平均株式数	42,000 株	普通株式の期中平均株式数	42,000 株

(重要な後発事象)

第38期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第39期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年9月20日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘 本 正 彦
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第40期中間会計期間末 (2024年6月30日現在)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		493,195
短期貸付金		524,000
前払費用		46,473
未収入金		137,343
未収委託者報酬		775,910
未収運用受託報酬		79,323
立替金		3,744
未収収益		1,602
流動資産合計		2,061,593
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	*1	74,232
工具器具備品	*1	13,856
有形固定資産合計		88,088
無形固定資産		
ソフトウェア		202
電話加入権		0
無形固定資産合計		202
投資その他の資産		
関係会社株式		164,013
敷金保証金		42,245
預託金		74
繰延税金資産		96,157
投資その他の資産合計		302,492
固定資産合計		390,783
資産合計		2,452,376

(単位：千円)

第40期中間会計期間末
(2024年6月30日現在)

負債の部

流動負債

預り金	21,801
未払収益分配金	240
未払手数料	335,181
その他未払金	237,217
未払費用	369,344
未払法人税等	11,538
未払消費税等	*2 34,826
賞与引当金	134,786
流動負債合計	1,144,936

固定負債

賞与引当金	153,906
退職給付引当金	105,275
役員退職慰労引当金	7,690
固定負債合計	266,872

負債合計	1,411,808
------	-----------

純資産の部

株主資本

資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	58,876
資本剰余金合計	58,876

利益剰余金

利益準備金	265,112
その他利益剰余金	
任意積立金	230,000
繰越利益剰余金	△ 513,421
利益剰余金合計	△ 18,308

株主資本合計	1,040,568
--------	-----------

純資産合計	1,040,568
-------	-----------

負債・純資産合計	2,452,376
----------	-----------

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第40期 中間会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)		
営業収益		
委託者報酬		2, 172, 367
運用受託報酬		197, 741
その他営業収益		117, 007
営業収益合計		2, 487, 116
営業費用及び一般管理費	*1	2, 415, 886
営業利益		71, 230
営業外収益		
受取利息		3, 203
営業外収益合計		3, 203
営業外費用		
支払利息		50
為替差損		22, 867
営業外費用合計		22, 917
経常利益		51, 516
税引前中間純利益		51, 516
法人税、住民税及び事業税		1, 220
法人税等調整額		28, 153
法人税等合計		29, 373
中間純利益		22, 142

(3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自2024年1月1日 至2024年6月30日）

(単位:千円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計				
					任意積 立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	△ 535,563	△ 40,451	1,018,425	-	-	1,018,425
当中間期変動額											
中間純利益	-	-	-	-	-	22,142	22,142	22,142	-	-	22,142
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	22,142	22,142	22,142	-	-	22,142
当中間期末残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	△ 513,421	△ 18,308	1,040,568	-	-	1,040,568

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。主な耐用年数は、建物附属設備5～15年、工具器具備品は5～15年であります。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2)無形固定資産(リース資産を除く) ソフトウェア(自社利用分)については、定額法により、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員及び役員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末日現在の退職給付要支給額を計上しております。 退職給付引当金の算定にあたり、当中間会計期間末日における自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。 (3)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末日現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、主として中間会計期間末日の直物為替相場による円換算額を付しております。

5. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧客口座によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧客口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ その他営業収益 運用受託報酬以外でグループ会社に提供したサービスにより受領する収益は、グループ会社との契約に定められた支払い条件及び算式に基づき、関連する投資対象に応じて、資金投入時点もしくはサービスを提供する期間にわたり時間の経過に応じて収益を認識しております。 ④ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧客口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
----------------	---

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第40期 中間会計期間末 2024年6月30日現在	
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	59,363 千円
工具器具備品	23,738 千円
リース資産	2,284 千円
上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。	
*2. 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、未払消費税等として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第40期 中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日	
*1. 減価償却実施額	
有形固定資産	4,874 千円
無形固定資産	40 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期 中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません				
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません				
4. 配当に関する事項 該当事項はありません				

(リース取引関係)

第40期 中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 ・有形固定資産 主として、本社における複合機(工具器具備品)であります。 ②リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 該当事項はありません。

(金融商品関係)

第40期 中間会計期間末 (2024年6月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、記載すべき事項はございません。また、現金・預金、短期貸付金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、その他未払金、未払費用等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。子会社株式(中間貸借対照表計上額164,013千円)は市場価格のない株式等に該当するため、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 : 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 : 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第40期 中間会計期間末 2024年6月30日現在	
子会社株式	
(単位：千円)	
区分	中間貸借対照表計上額
子会社株式	164,013
上記については、市場価格のない株式等に該当しております。	

(収益認識関係)

第40期 中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日	
1. 収益の分解情報	
当中間会計期間の収益の構成は次のとおりです。	
委託者報酬	2,172,367 千円
運用受託報酬	160,289 千円
その他営業収益	117,007 千円
成功報酬（注）	37,451 千円
合計	2,487,116 千円
（注）成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。	
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報	
〔重要な会計方針〕 5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。	
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報	
重要性が乏しいため記載を省略しております。	

(セグメント情報等)

第40期 中間会計期間

自 2024年1月 1日

至 2024年6月30日

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	2, 172, 367	197, 741	117, 007

(2) 地域毎の情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	アジア	合計
2, 313, 060	89, 850	78, 663	5, 542	2, 487, 116

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客毎の情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

3. セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

(1株当たり情報)

第40期 中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日	
1株当たり純資産額	24,775円 43銭
1株当たり中間純利益	527円 20銭
(注)	
1. 当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。	
中間損益計算書上の中間純利益	22,142 千円
普通株式に係る中間純利益	22,142 千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	-
普通株式の期中平均株式数	42,000 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見取の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であつて、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

パインブリッジ米国REIT インカムファンドA コース(為替ヘッジあり)

約 款

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に投資信託財産の着実な成長を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

パインブリッジ米国 REIT マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の証券取引所に上場されている不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）に投資し、高水準のインカム収入の確保とキャピタルゲインの獲得を目指して運用します。
- ② 実質組入れの外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として為替のフルヘッジを行います。
- ③ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は行いません。
- ② マザーファンド受益証券への投資には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%以内、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3. 収益分配方針

毎月の決算時（原則として毎月 20 日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。以下同じ。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。以下同じ。）の全額とします。
- ② 分配金額は、1 月から 5 月および 7 月から 11 月の決算時には配当等収益を中心に、6 月および 12 月の決算時には配当等収益に売買益を含めた額を分配対象額とし、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
パインブリッジ米国 REIT インカムファンド A コース（為替ヘッジあり）
約 款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条の 2 第 1 項および第 2 項、第 21 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 867,553,253 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意の上、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、第 1 項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 40 条第 1 項および第 2 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項および第 44 条第 2 項による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 867,553,253 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第 20 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この信託の受益権は、社振法の規定の適用を受け、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行うものをいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第 12 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 委託者の指定する金融商品取引業者ならびに登録金融機関は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関が独自に定める単位（お申込みは 1 口以上とします。）をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める累積投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1 口単位で取得の申込みに応じることができるものとします。
- ③ 前 2 項の規定に関わらず、委託者および委託者の指定する金融商品取引業者ならびに登録金融機関は、追加型証券投資信託〔パインブリッジ米国 REIT インカムファンド B コース（為替ヘッジなし）〕の受益者が、当該信託の受益権の一部解約金（第 38 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）の手取金をもって取得申込をする場合は、1 口単位で取得の申込みに応じることができるものとします。
- ④ 前 3 項の取得申込者は委託者または委託者の指定する金融商品取引業者あるいは登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者および委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第 6 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと

- 引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑤ 第 1 項から第 3 項までの取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、受益権の取得申込の受付は行いません。
 - ⑥ 第 1 項から第 3 項までの受益権の価額は、取得申込を受付けた日の翌営業日の基準価額に、第 7 項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に第 7 項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ⑦ 前項の手数料の額は、取得申込を受付けた日の翌営業日の基準価額（この投資信託契約締結日前の取得申込については 1 口につき 1 円とします。）に 3.0%の率を乗じて得た額を上限とし、委託者および委託者の指定する金融商品取引業者ならびに登録金融機関が独自に定めるものとします。
 - ⑧ 第 6 項の規定にかかわらず、受益者が第 36 条第 2 項および第 3 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 30 条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑨ 前各項の規定にかかわらず、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

- 第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

- 第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

- 第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

- 第 17 条 委託者は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるパインブリッジ米国 REIT マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. コマーシャル・ペーパー
 2. 短期社債等（社振法第 66 条第 1 号に規定する短期社債、保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債および農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債をい

います。以下同じ。)

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券および短期社債等を除きます。）
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で第1号の証書の性質を有するもの
5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と見なされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における投資信託財産との間で、前2条に定める資産への投資ならびに第20条、第25条から第27条に掲げる投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引を行うことができます。

- ② 前項に定める投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。
 1. 取引所価格（気配値等を含む。）等の適正な価格による取引であること。
 2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。
 3. 前2号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第18条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第18条の3 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第20条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証

券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第 21 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存にかかる業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 22 条 （削除）

（混蔵寄託）

第 23 条 金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 24 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 25 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 26 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 27 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入

れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者の解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 28 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 29 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 30 条 この信託の計算期間は、原則として、毎月 21 日から翌月 20 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、第 1 計算期間は平成 16 年 2 月 23 日から平成 16 年 4 月 20 日までとし、最終計算期間の終了日は第 5 条に定める信託終了の日とします。

（投資信託財産に関する報告）

第 31 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第 32 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第 33 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に、年 10,000 分の 175 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 34 条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として

積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 前項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

- ③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ）については第 36 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 36 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 36 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 37 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 委託者は、第 1 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとしします。

- ④ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ⑤ 一部解約金は、第 38 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑥ 前各項（第 2 項および第 3 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払い

は、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。

- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 37 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第 38 条 受益者(委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、平成 16 年 4 月 19 日以降において自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、平成 16 年 4 月 16 日以前に受益者(受益者死亡の場合はその相続人)は委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。

- 1. 受益者が死亡したとき
 - 2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 - 3. 受益者が破産宣告を受けたとき
 - 4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
 - 5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者および委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関が認めるとき
- ② 前項の場合の解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
 - ③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。
 - ⑤ 平成 19 年 1 月 4 日以降の投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
 - ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
 - ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 39 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託契約の解約)

第 40 条 委託者は、第 5 条の規定による信託終了前に、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利

であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 5 億口を下ることとなった場合には、受託者と合意の上、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える時は、第 1 項および第 2 項の投資信託契約の解約を行いません。
- ⑥ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第 4 項から前項までの規定は、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 4 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 41 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 42 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 43 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第 45 条の規定にしたがい新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託約款を変更しません。
- ⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第46条 第40条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 平成18年12月29日現在の投資信託約款第11条、第12条、第14条から第19条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成16年2月23日

委託者 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

パインブリッジ米国REIT インカムファンドBコース(為替ヘッジなし)

約 款

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に投資信託財産の着実な成長を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

パインブリッジ米国 REIT マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の証券取引所に上場されている不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）に投資し、高水準のインカム収入の確保とキャピタルゲインの獲得を目指して運用します。
- ② 実質組入れの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は行いません。
- ② マザーファンド受益証券への投資には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10% 以内、合計で 20% 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3. 収益分配方針

毎月の決算時（原則として毎月 20 日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。以下同じ。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。以下同じ。）の全額とします。
- ② 分配金額は、1 月から 5 月および 7 月から 11 月の決算時には配当等収益を中心に、6 月および 12 月の決算時には配当等収益に売買益を含めた額を分配対象額とし、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
パインブリッジ米国 REIT インカムファンド B コース（為替ヘッジなし）
約 款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条の 2 第 1 項および第 2 項、第 21 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 564,855,081 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意の上、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、第 1 項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 40 条第 1 項および第 2 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項および第 44 条第 2 項による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 564,855,081 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第 20 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託の受益権は、社振法の規定の適用を受け、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行うものをいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 委託者の指定する金融商品取引業者ならびに登録金融機関は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関が独自に定める単位(お申込みは1口以上とします。)をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める累積投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しては、1口単位で取得の申込みに応じることができるものとします。
- ③ 前2項の規定に関わらず、委託者および委託者の指定する金融商品取引業者ならびに登録金融機関は、追加型証券投資信託〔パインブリッジ米国 REIT インカムファンド A コース(為替ヘッジあり)〕の受益者が、当該信託の受益権の一部解約金(第38条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)の手取金をもって取得申込をする場合は、1口単位で取得の申込みに応じることができるものとします。
- ④ 前3項の取得申込者は委託者または委託者の指定する金融商品取引業者あるいは登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者および委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第6項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと

- 引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑤ 第 1 項から第 3 項までの取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、受益権の取得申込の受付は行いません。
 - ⑥ 第 1 項から第 3 項までの場合の受益権の価額は、取得申込を受付けた日の翌営業日の基準価額に、第 7 項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に第 7 項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ⑦ 前項の手数料の額は、取得申込を受付けた日の翌営業日の基準価額（この投資信託契約締結日前の取得申込については 1 口につき 1 円とします。）に 3.0%の率を乗じて得た額を上限とし、委託者および委託者の指定する金融商品取引業者ならびに登録金融機関が独自に定めるものとします。
 - ⑧ 第 6 項の規定にかかわらず、受益者が第 36 条第 2 項および第 3 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 30 条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑨ 前各項の規定にかかわらず、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第 17 条 委託者は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるパインブリッジ米国 REIT マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー
2. 短期社債等（社振法第 66 条第 1 号に規定する短期社債、保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債および農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債をい

います。以下同じ。)

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券および短期社債等を除きます。）
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で第1号の証書の性質を有するもの
5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と見なされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における投資信託財産との間で、前2条に定める資産への投資ならびに第20条、第25条から第27条に掲げる投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引を行うことができます。

- ② 前項に定める投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。
 1. 取引所価格（気配値等を含む。）等の適正な価格による取引であること。
 2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。
 3. 前2号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第18条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第18条の3 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第20条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証

券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第 21 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存にかかる業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 22 条 （削除）

（混蔵寄託）

第 23 条 金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 24 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 25 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 26 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 27 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入

れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者の解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 28 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 29 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 30 条 この信託の計算期間は、原則として、毎月 21 日から翌月 20 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、第 1 計算期間は平成 16 年 2 月 23 日から平成 16 年 4 月 20 日までとし、最終計算期間の終了日は第 5 条に定める信託終了の日とします。

（投資信託財産に関する報告）

第 31 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第 32 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第 33 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に、年 10,000 分の 175 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 34 条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金と

して積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 前項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ）については第 36 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 36 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 36 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 37 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 委託者は、第 1 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとし、

④ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

⑤ 一部解約金は、第 38 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑥ 前各項（第 2 項および第 3 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払い

は、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。

- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 37 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第 38 条 受益者(委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、平成 16 年 4 月 19 日以降において自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、平成 16 年 4 月 16 日以前に受益者(受益者死亡の場合はその相続人)は委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。

- 1. 受益者が死亡したとき
 - 2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 - 3. 受益者が破産宣告を受けたとき
 - 4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
 - 5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者および委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関が認めるとき
- ② 前項の場合の解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
 - ③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。
 - ⑤ 平成 19 年 1 月 4 日以降の投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
 - ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
 - ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 39 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託契約の解約)

第 40 条 委託者は、第 5 条の規定による信託終了前に、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利

であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 5 億口を下ることとなった場合には、受託者と合意の上、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える時は、第 1 項および第 2 項の投資信託契約の解約を行いません。
- ⑥ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第 4 項から前項までの規定は、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 4 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 41 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 42 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 43 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第 45 条の規定にしたがい新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託約款を変更しません。
- ⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第46条 第40条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 平成18年12月29日現在の投資信託約款第11条、第12条、第14条から第19条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成16年2月23日

委託者 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社